

問題にて萬一の行違を避くるため、他の敵對行動は停止するも拿捕權の行使を停止せざる場合には、その旨を休戰規約に特に明規するを望ましとする。

一九一九 休戰中の海上捕獲に關しては、第一次大戰結尾の對獨休戰規約にも、第二十六條に『同盟及聯合國はその設定したる現在封鎖は依然之を維持し、且海上に於ける獨逸商船は依然之を拿捕すべし。同盟及對奧休戰規約の海戰に關する第二章第五條にある(但し對土耳其及び對勃牙利の各休戰規約には無い)。この規定の結果として、休戰後に英佛側に於て禁制品積載若くは封鎖侵破の理由の下に拿捕且沒收したる獨逸及び中立國の船も少なからず、その重なるものに獨逸船 *Elbe*, 土耳其船 *Souli*, 諾威船 *Ranweig* 等があつた。然るに獨逸としては、休戰と共に海上捕獲權を一切拋棄すべきのみならず、既に拿捕したる中立船は總て解放すべく、その尙ほ捕獲審檢の進行中に係るものは審檢を中止して同じく解放すべきことが規定されてある(第二十條及び第二十九條)。不公平と云へば確に不公平に相違ないが、敗餘の獨逸としては之に屈するの外なかつた。

一九二〇 以上は休戰中に於ける海上の捕獲に關するものであるが、この理は空中のそれにも適用し、反對の規定なき限りは休戰中とても航空機に依る捕獲は之を行ふに妨げなきものと論じ得るであらう。オッペンハイムは『臨檢及び搜索の權は交戰國の總ての軍艦及び軍用航空機之を行ふことを得。……休戰は戦闘と異なり、而して臨檢の權の行使は作戰行為でないから、一部的若くは全般的の休戰期間にありても之を行使

も休年の一九一八年の不戰規約停止約定
但し獨逸の認めに於ける休戰規約の依存
航空機中の捕獲に於ける休戰規約の依存

第四項 休戰規約の違反

一九二一 休戰規約は當事者双方共之を誠實に遵守すべきは勿論であるが、稀には故意又は過失に由りてその違反を見るなきを保しない。而してその違反が前線の指揮官の故意又は重大なる過失に由るものであらば、その指揮官が對手に捕はれたる場合には重刑を課せらるべく、又その違反が本國政府の命令に出でたる場合には、國際義務懈怠の重大なる責任問題が生ずる。けれども之とは離れ、一方が違反行為に出でたる場合に於て他の一方の之に對して執るを得べき權利は如何。之に就ては、或は何等の通告を爲すを要せずして

直ちに戦闘を開始するを得べしとひ、或は休戦規約の廢棄を聲明するの権利あるに止まるところ、學者の所説古來必しも一也な（Bluntschli, § 695, p. 403; Fiore, *Nouv. Droit Int.*, III, § 1494, p. 361; H. Heck, II, pp. 316-7; Guille, *La Guerre sur Terre*, I, p. 245 等参照）。米國の一八六三年の『陸戰訓令』には、第一百三十六條に『當事者の一方が何等明規の條件に違反したるときは、他の一方は該休戦規約を無効と宣言することを得。』又第一百四十五條には『當事者の一方が休戦規約に明白に違反したるとときは、他の一方は之を遵守すべき總ての義務より免る。』とあるのみで、戦闘再開のことは規定していない。

一九二二 陸戰法規慣例規則はこれ等種々の學說例規を折衷し、第四十條に於て『當事者ノ一方ニ於テ休戦規約ノ重大ナル違反アリタルトキハ他ノ一方ハ規約廢棄ノ権利ヲ有スルノミナラズ、緊急ノ場合ニ於テハ直ニ戦闘ヲ開始スルコトヲ得。』と規定してある。この條文の基礎でありしブルッセル宣言案第十一條には單に『當事者の一方に於て休戦規約の違反ありたるときは、他の一方は規約廢棄の権利を有す。』とあるに止まつたが、第一回海牙平和會議に於ては、規約廢棄の権利を生ぜしむる對手方の規約違反は輕微の違反にて不充分である、對手方に些少の違反ありたればとて、それを口實にして規約廢棄を爲さしむるは穩當でない、故に規約廢棄は重大なる違反の場合に限らしむべし、との説が成立し、尙ほ別に、この場合には單に規約を廢棄し得るのみにては足らず、緊急の場合には直ちに戦闘を開始するの権をも認むべしとの説も多數の賛成を得、茲に本條文となり、第二回海牙會議に於ても亦之を踏襲したのである。

一九二三 卽ち本規定の下にありては、(1)重大ならざる違反に就ては他の一方は規約廢棄の権利をすらその律定

したる三
法則

重大なる
違反及び
緊急の判斷
合の例斷

個人の
己發意の自
ある場合の自
反行為の自

有せざること、(1)重大なる違反に就ては對手方は規約廢棄の権利は之を有するも、直ちに無通告にて戦闘を開始するの権利までは原則として之を有せざること、(2)直ちに戦闘を開始するを得るのは緊急の場合に限ること、この三法則が律定せられた譯である。尤も何を以て『重大ナル違反』又は『緊急ノ場合』と爲すかは明確に律定すること困難で、要は違反の對手國の主觀的尺度に依りて判断するの外ない。明治三十八年の日露休戦中、露兵は規約に背いて離隔地帶内に入り、糧食を徵發したこと再三ありたるが、我方にては之を以て休戦の一般状況に格別の影響を及ぼさざる個人的小違反と視、特に故障を申込むことなくしてその儘に黙殺したことがある。

一九二四 以上は休戦規約の違反が前線の指揮官自身又はその本国政府の指揮命令の下に行はれた場合であるが、別にその違反が軍隊としてではなく、兵たると常人たると問はず個人の自己の發意にて行はるることもある。この場合に關しては、休戦規約そのものは之を無効とせず、單に該違反者の處罰及びその犯行に伴へる損害の賠償の要求に止まること一般的の通説で(Hall, § 192, p. 663; Oppenheim, § 239, p. 329)、陸戰法規慣例規則にも第四十一條に『個人ガ自己ノ發意ヲ以テ休戦規約ノ條項ニ違反シタルトキハ唯其ノ違反者ノ處罰ヲ要求シ、且損害アリタル場合ニ賠償ヲ要求スルノ權利ヲ生ズルニ止ルベシ。』としてある。『自己ノ發意』とは指揮官の指揮命令に由るに非ざるを意味する。但し自己の發意にて行へるものにしても、その行為が指揮官に依り追認を受けたる場合は自ら別である。之に關しハレックは『個人の行為は、それが官憲の命令に由るか又は追認を得たるものである場合の外、以て休戦規約を損はない。然れども個人たる犯行者の

にして處罰せられず又は引渡されざる場合、及び奪取物件の還附又は賠償なき場合には、該犯行者の行為は相當の命令の下に行はれ又は追認受けたるものと法律的に推定するを得べきで、これは公法上の法則である。』と説く(Halleck, II, pp. 318-9)。

第二章 戰 戰

第一款 講和條約に依る戦 戰

第一項 講和條約の調印まで

戦 戰 して講和は
條約に依る

一九二五 太古にありては、社會の對外的常態は平和でなくして戰闘でありし時代もあつた。外人則ち敵人とし、當時捕へて之を殺戮し、將た之を奴隸にするのが國際の公認的定則たりし時代もあつた。この時代にありては、交戰の不斷の繼續が自然の現象であつたのである。けれども今日の文明世界にありては、平和が國際の自然の本態で、交戰は不自然の變態である。故に現代にありては、一旦開戦となるも、いつかは平和の再來を見るべきで、隨つて交戰は如何に長引くとも、それは一時的現象に過ぎない。交戰國は或は開戦の目的が既に達成せられたと見るか、劍折れ彈盡きて最早や戰ひ得ずとなるか、將た國民が戰に倦み和を渴望するに至るか、その事情の如何は別とし、孰れにしても早晚平和の回春を見るべきは事實として疑を容れざる所である。ただ問題は、凡そ戰は如何なる手段に依りて收局するかにある。その手段としては、大體に於て正式の講和條約の締結に依るか、和約に依らずして自然に終局となるか、の二者その一を出でない。而し

て現代にありては、後者は稀にあれども常にはなく、戦は什が九までは前者の方式にて段落を告ぐるのを普通とする。

一九二六 講和條約には往々『兩締約國間には將來永久の平和あるべし』といふが如き條句があれど（平時の修好通商條約にも同様の文字は屢々用ひられる）、これは一の枕言葉に過ぎない。講和條約の目的は専ら現在の交戦を終局せしむるにありて、將來の永久平和を保障するためではない。講和條約は現在の交戦を惹起すに至りし双方の権利利益の主張、その他直接間接に戰因たりしものを一旦拭去り、同一の原因にて再び干戈を取らざるべきことを間接に言表はすものなるも、その相約定する條項は締約當事國が將來他の争因にて（又は前争因の多少變形せる事由に於て）再び開戦することあるべき場合に之を妨ぐるものでなく、又妨げ得るものでもない。

一九二七 講和談判は或は交戦國の一方の領土内に於て之を開き、或は中立國の市邑に於てするが如く、時的事情に依りて取捨せられる。交戦國の領土内にて之を開く場合には、講和は概して力盡きて降を敵の軍門に乞ふの趣旨に出づるも、であるから、勝者は自ら適當と認むる所に敗者の代表を呼付け、之に講和條件を示して諾否を決答せしむるの意にて、戦勝國の領土内に於て之を開くのを普通とする。その場合には戦敗國の講和談判委員は恰も軍使と同じく、當然不可侵權を有するものとして取扱はれ、戦勝國はその生命の安全を計るに就て萬全の道を講ぜねばならぬ。萬一その身に危害が加へらるるやうなことでもあらば、列國の同情はその一事にて戦敗國に轉じ、戦勝國は談判上不利に陥ることあるのみならず、譲らずして可なること

をも譲らざるを得ざることになる。明治二十八年三月、下ノ關に於ける日清講和談判に於て、我方は先方の講和條件の討議に入るに先だち休戦規約を取結ばんとの要求を拒絶し、先方をして遂にその要求を撤回せしめたが、その會談の歸途、測らすも一兎漢の清國全權李鴻章を襲ふて之を負傷せしむるの暴舉ありたるがため（同月十四日）、我方は一は列國の同情の向背に鑑みて曩の休戦要求拒絶を翻へし、無條件にて三週間の休戦を允許することになつたが如き、まさにその一例である。

一九二八 講和談判地を中立國に擇ぶのは、多くは交戦國双方共に己れ敗者とは考へず（事實的には勝敗歴然たるにもせよ、少なくも面目上に於て）、互に體面を固持して降らすといふやうな場合に多く見るの例である。この場合には、談判地は双方合意の上、且その選擇する中立國政府の意向をも充分參照し、その同意の下に之を決定する。明治三十八年の日露講和談判は米國のボーツマスにて開かれたが、その同地に決定せらるるまでには少なからざる糾餘曲折があつた。その始末の詳細は略し、要するに我國は當初は芝罘を然るべきと爲し、後には華盛頓府を提議せんと欲し、講和の斡旋者たる米國大統領ローズベルトは初めは奉天と哈爾濱の中間に於ける適當の地は如何と考へ、後には瑞西、更に海牙と轉じ、露國は巴里を望み、糾餘曲折の末ボーツマスとなつたのである。一九一二年末の巴爾幹第一次役の講和談判地も、戰地と全く懸け離れたる中立地の倫敦であつた。

一九二九 講和條約の用語としては、十七八世紀以降、佛語が外交界の優勝劣敗に處して自然に適者となり、國際上に横行闊歩するに至りたる結果として、聯合條約は多くは佛文に依るのが慣例となつた、けれど

も第一次大戰結尾のヴエルサイユ對獨講和條約の正文は英佛併用である。國別條約に至りては古來一層區々で、或は締約國双方の語にて各別の正本を作り、或は第二國の語にて一種の正本を作り、或は締約國双方の語と第三國の語との三種にて作るが如く、その形式は一樣でない。締約國各自國の正本以外に第三國の語にて別に一本を作るのは、要するに各自その正本の上に於て字句の解釋を相異にしたるとき、中立の第三國の語にて之を裁決するの意に外ならない。然しながら輒近にありては、條文字句の解釋に關する學者實務者の知識も進み、敢て第三國の語に依らずとも自國又は對手國の語に就て法理上、先例上、その他諸般の點より道理ある見解を立つるに格別不足を感じぬやうになつた關係等で、必しも二種も三種も（二通も三通もではない）條約正本を作るの必要を認めざるに至り、隨つて以前行はれたるこれ等の慣例は次第に廢り、専ら便宜主義に由り既往外交用語として洽く認められし佛文に依るか、或は締約國一方の語に依るか、將た或は最も廣く通用する便宜の他國語を擇んで單一の正本を作るといふに異議を唱へざるのが近代の風である。

一九三〇 講和條約の成文にして出來揚らば、交戰國の數に應じて二通乃至數通（二種乃至數種ではない）を作り、各交戰國全權委員之に署名調印する。署名調印の方式も一般條約の慣例とする所に則るのが普通である。米國にては、同政府の外交官訓令書に

『(1)』¹ケ國語にて作成する條約文は、能ふ限り同一頁の竝行欄に、又は同一葉の反對頁に、之を書寫すべし。別語の文を兩種各別に書寫すの風は時として東洋諸國に見る所なるも、この方式は好ましからず。

(1) 條約正本中本國政府へ送るべき分には、兩種共に米國代表者先きに之に署名すべし。反對に、外國政

府の保持すべき分には、兩種共 その先署名權を當該外國政府代表者に譲るべし。(1)各自國に保持すべき正本に於ては、各自國の語にて成る所の正文を常に左側欄に書寫すべし。(4)兩種正文は、その翻譯による何等錯誤を避けんがため、意味の實質的同一を確保するに就て十二分の注意を拂ふべし。全然の直譯は時に疎晦、時に不可能の場合あるも、意味の絶對的同一は必須なりとす。之がため兩種正文の句讀點をも細査し、實質上その一致を期すべし。』 (*Instruction to Diplomatic Officers of the United States, 1897, § 245*)

とあるが、これ等の方式中一若くは三の如きは各國の逐一則る所ではなきも、條約正本二通の中自國の保持すべき分に自國の國名を先きに記し、自國全權委員先きに之に署名調印するのは、國際上既定の慣例となつてある。この交互先記の方式を外交用語で *alternat* と稱する。

往昔にありては、聯合條約の署名順位は極めて矢張しい問題となり、之がため紛議が毎度起り、條約の調印を危うせしめたことなどもあつた。隨つて聯合條約の署名は投票に依りてその順位を決した例もある。然るに一八一五年のウキーン會議に於て、會議錄の署名順位は任意無差別であつたが、その最終議定書調印の際に於て署名は佛語に依るアルファベット順にて爲すことにつき決定せられたことは、聯合條約に關する一先例となり、爾後は投票に依らずして國名を佛語に依るアルファベット順に序列せしむるのが一般的慣例となつた（稀には既往例外の場合もあるが）。

一九三一 然るに一九一九年のヴエルサイユ對獨講和條約に於ては、その署名順位に更に一の異例を示し

た。その條約正本（締約國相互間に正本の交換を爲さず、正本は一通として佛國外務省に寄託し、締約國政府はその謄本を保藏することとせる點に於ても、普通の條約に非ざる從來の多くの講和條約とその形式を異なる）には獨逸全權先づ調印し、次に五大國の全權は米、英、佛、伊、日の順位にて之を行ひ、終つて白耳義以下ウルグアイに至る交戦國の全權はアルファベット順にて之に署名した。このアルファベット順は、五大國は佛語にては米、佛、英、伊、日の順となるべく、英語に依らば佛、英、伊、日、米の順となねばならぬ。獨逸全權の首位の署名は、國名が佛語のアルファベット順で第一に位するが故とせば、その以下の五ヶ國中英佛兩國の順位が變になる。若し又獨逸は敵國なるが故といふならば、これは條約作成の範例の上に曾て先例の無い新方式であるのみならず、對手國から觀れば双方共に互に敵國であるから、先後の區別がその間に立つべき理由は無い。要するに當年の對獨平和條約の署名順位は、條約正本の作成方及び俗に謂ふ大國と小國との別個取扱振りに於て斬新の一先例を後世に傳ふるものである。

聯合條約面に各國全權委員が署名する場所は、署名者多數で堅二行になる場合には、第一位者は左側の一番上、第二位者は之と相並んで右側の一一番上、以下^{二四六}三五といふ風に署名するのが古來の方式であるが、今日ではこの方式に則るのもあれば則らざるものもあり、必しも拘泥しない。

全權委員が調印に用ゆる印形は、官印でなくして私印である。これ一は歐米には我國の吏員の用ゆるが如き官名を彫刻したる印形を用ゆるの風なきと、一は全權委員たることを證明するのは全權委任狀で印形ではなく、印形は署名と共に單にその人が全權委任狀面の人と同一であることを示さば足るとの理に出づと見る

べきであらう。歐米人は實印も認印も持たぬから、この場合に多くは封蠟用の印形を用ゆる。一九一九年の對獨平和條約には、米國大統領ウキルソンはその指輪の頭字印を捺した。

一九三二 講和談判を開くに方りては、交戦國は普通には直ちに講和の本條約の締結に依り平和の克復を計ることに向つて折衝すべきが、時にはその談判に於て、條約中に規定せんと欲する事項の總てを日子の僅少その他の事由に因り議定するを得ずと認むる場合もある。斯かる場合には、戰鬪の終熄その他差當り講和に必要な事項のみを講和假條約（Preliminaries of Peace）として作成し、本條約の締結は之を近き他日に譲ることの例もある。假條約も一の條約で、その效力發生には特別の場合の外批准を要する。本條約の調印は假條約と少しも同一の地にて行ふと限らず、寧ろ却つて別の地に於てするの例が多い。本條約は假條約を基礎として作るものであるから、假條約にて規定したる所のものを本條約にて全然若くは多分に覆へすこととは無い筈であるが、しかも假條約中の特定條項に對し第三國が故障を挾み、或は他列國を誘ふて之に干渉し、本條約に於て之を骨抜とせしむることも無いとは限らない。一八七八年の露土講和假條約、即ち謂ゆるサン・ステファン條約に英國が抗議し、その結果柏林會議議定の本條約に至り、當初の假條約と内容を大部分相異にする——事實に於て原條約を骨抜きとせる——謂ゆる柏林條約と變形せられたのは顯著の一例である。

第二項 講和條約の效力の發生及び消滅

威壓の下
講和條約に成れる
條約に要する自由意思の意味

一九三三 交戦當事國の双方全權委員に依りて記名調印せられたる講和條約は、普通には批准書交換を了したる上效力は完全に發生するが、何れの講和條約も戰敗國としては不満足に感ぜざるはない。隨つて戰敗國にして他日國力を回復するあらば、曩の講和條約は對手國の威壓の下に無理押的に調印せしめられたものといふ理由を振翳し、該條約無効論を持出すのは既往史乗に珍しからぬことである。ヒットラーがヴェルサイユ講和條約の重要條項を一方的に廢棄せる、他に理由の云爲せる所もあつたが、無理押つけの條約は長へに之を守るの義務なしとの見解も有力な一理由であつたやうである。斯かる見解は國際政治上の論議として是兎に角、國際法眼には果して如何に映すべきか。

一九三四 凡そ條約の成立には、普通の契約と均しく自由意思を要件とする。而して講和條約とても固より一の條約に相違ないから、勿論この原則に洩れず、その調印には當然自由意思あるを要する。尤も自由意思を要件とする普通の契約とて、その合意を得るまでには或種の、少なくも精神的の、威壓を當事者の一方は感じ、已むなく之を取結ぶに至れるものも世に少なからざるべく、隨つて總ての契約が絕對自由の合意の下に行はるものと見るは當らない。威壓の下に成れる條約とて、戰敗國にしてこの上戰場に抵抗を續けて國を焦土に化せしむるよりも屈辱を忍んで調印するに若かずとの自己の判断の結果とすれば、やはり結局は自由意思に由れるものと云はねばなるまい。故に問題は要するに道程の話して、その結果に於ては一とは

云へるであらう。けれども原則として契約には自由意思を要し、而して條約にも亦均しく之を要すと爲すには議論の餘地なき所である。

それ既に條約も契約と均しく自由意思を要するものであるから、隨つて講和談判の局に當る使節その人が己れの判断能力を奪はれて無意識的に、又は力づくで無理槍に、調印せしめられたる條約の無効なることは論を俟たない。けれども同時に、條約はその締結に際し假に對手國の上に威壓が加はつたとしても、即ちその威壓の下に出來たとしても、效力に影響は無い。これは一見矛盾のやうであるが、實は毫も矛盾でなく、それが國際條約と私法上の契約との間に於ける重要な一差異たるものである。

抑も條約に普通契約に於けると均しく要求せらるる自由意思とは、條約の談判調印の任に當る全權委員その人の自由意思を意味するので、その代表する國家の自由意思ではない。戰敗國は戰勝國の砲礮銃剣の前に決して完全の自由を有しない。しかも戰敗國に合意の自由を要求するに於ては、敗餘概ね劍尖の前に成るべき講和條約の如きは、殆ど成立するの機會はあるまい。乃ちヴェルサイユ講和條約の如きも、獨逸代表者がその同意に鈍るや、聯合與國は直ちに進軍の用意を爲し、砲火の脅威を以て之に臨み、彼をして結局力の前に已むなくその意に反して之を承諾するの已むなきに至らしめた。昔は普佛の役に佛軍の力屈して和を乞ふや、結局ビスマルクの指定せる講和條件を苦諾するの外なきに至つたが、それでもフランクフルトの講和談判に於て佛國全權チエルは十二分の發言権を許され、講和條件の是非を一代の雄辯を揮つて縱横論難するの機會は與へられた。之に比すれば後年の對獨和平條約は、その事實反駁も哀訴も許されざる一方的の命令

なりしに顧み（又その意味に於て特に『講和條約』の語を避け『平和條件』と稱したのである）、如何に威壓が敗餘、獨逸の上に加ふるの大なりしかを知るに餘りある。

一九三五 けれども斯かる威壓は、要は戰敗國全權の代表する本國の國家に對して加へらるるもので、全權その人に對する威壓ではない。全權彼れ自身は如何に戰敗國を代表するとは云へ、諾否の自由は當然之を有する。講和談判室にはピストルが眼の前に突付けられてある譯ではない。戰勝國の代表者は三尺の秋水を振翳しつつ談判するのではない。戰敗國の代表者も諾否を表白するに於てその身體は自由の位地に置かれてある。故にその肯諾に由りて調印せられたる講和條約は、之を以て、自由の合意に出でたものと推定するに妨げない。若し戰勝國の代表者が戰敗國のそれに對し迫るに銃剣を以てし、若くは麻醉の酒劑でも用ひて對手を昏睡せしめ、その意思若くは判断力を奪つて無理槍に調印せしめたものであらば、談判者その人に合意の自由が認められぬから、この無効なるは論を俟たない。國際法の著書には、右の區別に關し說いて詳ならざるものが多いやうである。フヒリモーアは『強力又は脅威の結果として成れる一切の契約は之を無効と爲し得べきが、この見解を條約に適用するには甚大の制限を要す。交戦を終止せしむる總ての條約は、概ね勝者が敗者に對して加ふる威壓の結果に非ざるはなし。されどこれ等の事情の下に成れる條約も之を無効と爲すを得ず。』(Phillimore, *Commentaries*, II, § XLI, p. 75) と云へるが、これは首肯すべき解説であるには相違なきも、國と人とを區別せざる點に於て未だ盡さざる所がある。同じ威壓にしても、國に對するのと人に対するのとを相別ち、締約國の自由と談判者その人の自由との間に一條の區別を立てて簡明に之を講述し

たる近代の著書としてはオッペンハイム、ムーアなどを挙げ得る (Oppenheim, I, § 499, p. 66); Moore, Digest, § 742, p. 183)。この區別は右の關係を理解する上に於て明確に知り置くを要する。

て國家の一機關に過ぎない。國家の機關は一に國家の示命する範圍に於て行動すべく、隨つて談判者その人の妥結したる所のものが示命の權限を超脱し若くは國家に不利なるものと見ば、國家は事後之を取消すを得るは勿論であり、同時に威壓の加へられたる國家を代表する談判者は、必しもその威壓感までを對手の前に代表せざる可らざる義務は無く、自身は自身　自國の最大利益と信ずる所を主張するの完全なる自由を有する。隨つて國家とその機關とを同一に見、國家の受くる威壓は則ち談判者その人の受くる威壓なりと爲する。當らざるは論を俟たない。

いでも可いやうに思ふ。

一九三七　講和條約の效力は、特に反対の規定があるのでない限り、批准書交換と共に前にも云へる如く記名調印の日に溯りて發生するのが原則である。普通の條約にありては、批准には當然溯及性があるや否やは學說上議論があり、慣例も一でないが、講和條約にありては、反対の規定なき限り、批准はその效力を記名調印の日に溯らしむることが古來の原則、少なくも慣例である。ホールの所説に『凡そ條約は批准を俟つてのみ締約國を確定的に拘束するものたるに拘らず、講和條約にありては、それが確定條約なると豫備條約なるとを問はず、特に當該條約の上に於て效力發生期に關し別段の日を定むるに非ざる限り、調印の日より一應調印國を拘束し、敵對行動は即時之を終止せしむるを要する。別に休戰規約を締結するなくんば、講和條約は休戰規約として動くのである。』(Hall, § 199, pp. 673-4)とあるは、この慣例の上に築かれたる一定解と見るべきであらう。

絶
批
准
の
拒

務なるや等の問題に對しては、古來學說區々なるも、之を拒むに正當の理由あらば勿論拒み得すといふ筈はない。一般の條約にありても勿論であるが、殊に講和條約の議定は概して ギヴ・エンド・テーク 與へ且取ることの駆引の結果である。しかも正當の理由なきに批准拒絶が行はるるやうでは、對手はその危險を慮りて與ふるものも與へざることになり、それだけ條約の議定を躊躇すから、双方に取りて不利である。けれども理に於て國家が批准には戰闘再開

拒絶権を有すること（批准を要する條約の場合に）の一ことは争ふの餘地がない。而して講和條約にして批准を得ざる場合には、その講和條約は一の休戦規約と看做され、休戦規約の失效になつたものに擬し戦闘の再開を豫想すべきである。

之の違反は失効とせず
但し對手國は之を破棄するを得

なきが、締約後に於て時には違反行爲の行はることなきを保し得ない。その場合には該條約の效力はどうなるかと云ふに、之に對しては、講和條約も他の各種條約と同様に、締約國の一方の違反行爲に由りて當然失効となるものには非ずと答へる。ただ然しながら締約國の一方は、對手の違反を理由に之を破棄することは能きるのである。或は違反條項の重要なものと否とに區別を立て、特に重要な條項の違反に對してのみ他方は破棄を爲すを得と説くのもあれど、その重要と否とを判断するのは結局破棄爲す國で、苟も破棄せんと欲せば對手の如何なる違反行爲でも重要條項の違反と稱し、之を理由に條約を破棄し得るのであるから、隨つて右の區別は事實無意味とならざるを得ない。故に寧ろ締約國の一方に違反あらば他の一方は之を破棄するを得（勿論破棄せざるも可い）と原則的に云ふの簡単なるに若かない。尙ほ對手國の講和條約違反を理由に之を破棄せんとする場合には、相當期間内に且明確に之を破棄する所以を宣言するを要する。單に對手の違反に抗議する位では、以て該條約を破棄したことにはならない。且破棄するにしても、その全部を破棄する旨を明確に宣明するに非されば、違反事項以外の他の條項は依然効力を存續し、依然締約國双方を拘束するのである。

破棄の結果は戦の再開となることあるべきを想像し得るが、その再開となれる戦は破果再開戦となることがある。その再開とある事項を履行すべき時期の間に於てその再開戦の性質は、對手國が之を理由に該條約を破棄し、而して戦の再開となつた場合には、その戦は前の戦の繼續である。之に反し講和條約の規定事項の履行が全部又は大部分済んだ後相當時期を経過し、然る後に於てその規定事項中の何等かの點に就て違反することでも起り、對手國が之を理由にして該條約の失效を宣言し、それに基いて開戦となるが如き場合には、その前の戦の繼續ではなく、戦因は略々相均しきも戦系を相異にする新規時直しの戦である。

第三項 講和條約の效果

一九四一 講和條約の效力發生は則ち平和の克復を意味すること論なきが、その平和克復日は國際法上に於けると國內法上に於けるとが必しも一致するとは限らない。國際法上に於ては、講和條約の效力の發生したる日が則ち平和の克復したる日であるが、國內法上に於ては、交戰各國の戰時關係の諸法令の失效手續等の異同もあり、隨つて國內法上の平和克復の期日は國際法上のそれと一致せざることもある。

例を英國に取らば、英國には第一次大戰末期に於て、即ち休戦に入りて間もなき十一月二十一日（一九一八年）、『現行戰終了（定義）法』（"Termination of the Present War (Definition) Act"）なるものを制定し、中に於て皇帝はその現行戦が何年何月何日を以て終了となつたといふその日を宣布するを得るものと

我國の例

規定した。而して英國政府はこの法律に基き、對獨講和條約の調印ありたる日（一九一九年六月二十八日）より約一ヶ月を経たる七月三十一日、議會の協賛を経たる『講和條約法』（"Treaty of Peace Act, 1919"）を發布して講和實施に關する諸般の規程を立て、而して翌一九二〇年二月九日の勅令にて、對獨講和條約の獨逸並に英國を含む主たる同盟及聯合の三ヶ國の批准を得たる一九二〇年一月十日を以て獨逸との戦の終了したる日と爲す旨を公布し、更に同年七月二十二日及び八月十三日の勅令にて墺太利とは同年七月十六日、勃牙利とは同年八月九日をば執れも平和克復の日と爲す旨を宣布した。故に英國の國內法の關する限り、獨逸（他の舊敵國との關係は略し）との平和克復は、講和條約の調印の日より半歲有餘を経たる後に於て國內法上正式にその實現を見たのである。

我國にては、對獨講和條約はその調印後やはり半歲有餘を経たる大正九年一月十日を以て公布せられ、別に平和克復に伴ふ帝國國民の心得を諭導し給へる詔書が同日渙發せられた。その何れの日を以て平和克復と爲すかに就ては特に示命せられてないやうであるが、反対の指定あるに非ざる限り、同條約の公布の日を以てそれと爲すのも一解釋であらう。

一九四二 平和の克復は舊交戰當事國間の國交及び通商の復舊を招徠し、平時各國間に行はるる權利義務は總て該當事國間に復活する。同時に、戰時に於て適法と認められたる交戰者權は最早や之を行使するを許されず、隨つて舊敵國軍隊に對する加害行為、舊敵國領土の占領（條約履行の保障としてのそれは別とし）、その他徵發、取立金徵收、課役、敵船及び中立船の臨檢搜索及び拿捕等は悉く違法となり、平和成立の事實

交戰者權
行使するや
を得する

を知らずして誤つて之を行へば、事情の許す限り之を舊態に引戻さしめる。ホールの『講和條約の締結に次での若くは敵對行為終止の規定時に次の敵對行為は、たとひ講和成立の事實を知らざるに出でたのにもせよ、必然的に無効で、その行為に現に伴へる結果は能く限り之を還元し、被害あらば賠償をする。随つて土地を占領したれば撤退すべく、船を拿捕したれば之を解放すべく、砲撃に依る加害、時間若くは商機の損亡、孰れも賠償する所あらねばならぬ。尤も講和の事實を知らずして行はれたる敵對行為に就ては、何等刑事上の責任を伴はざることは明瞭である。』(Hall, § 202, pp. 678-9)と云ふは、學說及び慣例の共に支持する所である。

一九四三 臨檢搜索及び拿捕は前述の如く講和の成立と共に最早や一切之を行ふを得ざることになるが、既に拿捕したる船若くは貨物に對する審檢は、講和成立後と雖も引き續ぎ之を行ふを得るか。フォーシュのノムの問題に關し左の如く説く所は、稍々参考に足るものであらう。曰く。

『平和克復の上は捕獲審檢所は戰時中に拿捕したる船に關しその任務を繼續するを得ざるべきかの問題に關しては、實際上に於けると均しく理論上に於ても所說區々で、又講和條約の規定も一樣でない。今學説としては、大凡之を三類に見るべきである。

『その第一は、戰時中に拿捕したる船は講和成立後と雖も捕獲審檢の目的物と爲すを妨げずの説で、アルハチカリ(Bluntschli, *Droit Int. Cod.*, Art. 862)、ハルカ(Brusa, *L'Affair du Doelwyk*, D. R. J. P., VI, p. 157)、ハルカ(Dieno, *Diritto Int. Pub.*, 2^e édi., p. 628 et *Le Jugement du Conseil des*

捕獲審檢
は續行する
を得る

フォーシュ

Prises d'Italie dans l'Affaire du Doelwyk, J.I.P. XXIV, p. 268)、ハルカ(Fiore, *Droit Int.*, IV, ch. I, § 1833)、オッペンハイム(Oppehnheim, *Int. Law*, 2n¹ édi., II, § 436)の如きは之に屬する。この見解は、十九世紀の前半に於ける佛國國務院の海上捕獲に關する諸判決(例へば一八一五年十一月二十一四日の判決)その他 *Pistore* 及び *Duveddy* の引用する諸決定)及び日本捕獲審檢所の一八九四年・五年の日清戰役中の益生號に關する、又一九〇四年・五年の日露戰役中の *l'Australia* 及び *le Montara* に關する諸檢定の上に於ても認められた所で、又歐洲戰役に於ても、特に佛伊兩國に就いては、捕獲審檢所は平和克復後に至るも依然審檢を續行したものである。この説に贊する者は、平和克復後は捕獲權の行使を終止せしむるも、既に拿捕せられたるものに就ては然らず、且講和條約の締結は交戰國が、その勝者たると敗者たるとを問はず、戰時中に獲取したる權利を抹殺せしむるものに非ず、若し然らずして、講和の締結と共にその未だ適法の捕獲と宣告せざる所の船は即時之を解放せざるものとすれば、中立國の義務を無視したる敵人及び中立人は、交戰の短期に止まる場合にありては、その財產を僅に一時的押收の危險の前に曝さらざる譯であると論ずる。

『第二説は、捕獲審檢所は戰時中に拿捕したる船に對する管轄權を平和の克復と共に喪失するものゝ説のや、殊にボエック(De Boeck, *De la Propriété privée ennemi*, p. 273)、ペル(P. rel., *Manuel de Droit Maritime Int.*, p. 350)及びリヴィエー(Rivier, *Programme d'un Cours de Droit des Gens*, II, p. 347)等の説を支持する。又講和條約に於てのいふを規定せるのも少なからずある。例へば一八

○○年九月三十日の佛米條約、佛壤間の一八五九年十一月十日のツーリッヒ條約第三條、一八六四年十月三十日の壞丁普の三國間の維納條約第十三條、一八七一年五月十日の佛獨間のフランクフルト條約第十三條、一九一三年十一月一日(十四日)の希土間のアテネ條約第九條、一九一八年三月三日の獨露間のブレスト・リトヴスク條約第二十九條は、孰れも大要講和成立前に捕獲審檢所にて沒收の検定を下すに至らざりし船及び貨物は現品又は代價に於て之を還附すべきことを規定した。何れの日を以て講和成立とすべきかに就ては一定の規定なく、隨つて例へば講和豫備條約の批准交換の日よりして捕獲審檢所はその管轄權を失ふと爲す所のフランクフルト條約の如きもあり、將た講和條約の批准交換又は同條約の調印の日より之を起算することアテネ條約及・ブレスト・リトヴスク條約の如きもある。歐洲戰役終結の平和條約には、この類の規定が一も無い。又審檢權の喪失に就ても、例へばペレルの如きは、講和の成立は審檢手續を終止せしめ、新審檢を爲し能はざると均しく、懸案の審檢をも中止せしむと一般的に説くが、ボエックは講和前の第一審に於ける沒收の検定に對し第二審への抗告は講和後とても妨げられずと説く。伊太利の一八六六年六月二十日の布令では、捕獲審檢は交戦の繼續中のみに限り效力あるものとしてある。審檢の講和と共に終止するものと爲す論據としては、審檢所は戰時の施設であるから、平和の常態に復したる上は最早や存續の理由なし、要するに捕獲の検定は一の敵對行爲を意味するが、敵對行爲の終結が平和克復後に至りて行はるるといふは條理の容れざる所といふにある。

『第三說は折衷説で、之に關しては曾て一八九六年、伊太利のアビシニアとの交戦の折、戰時禁制品輸送

の理由にて伊艦の拿捕したる中立の和蘭船 *Le Doeluyk* に就て問題となつたことがある。之に關し伊國捕獲審檢所は、平和克復後に於て本件捕獲の適法如何を審檢するは妨げなきも、檢定は最早や下すを得ざるものと決定した。意は、交戦國の權利行使が果して適法でありしやを審檢するには被拿捕船の行爲を判定するの要あるが、交戦の終止と共に交戦國の權利行使も終止となるから、沒收の検定は最早や之を下すの要なしといふにある。伊國審檢所のこの決定は大に批評を招いた所で、殊に沒收は懲罰の性質を有し、而して懲罰は、その犯行にして平和克復前の既遂のものならば、平和克復後に於ても之を課するに妨げざる理である、と論する者もある(Oppenheim, II, § 436)。

『以上三說中、事實最も一般的に賛成を得るものと思はるるは第一說である。一八五九年のツーリッヒ條約には、捕獲審檢所が未檢定の敵船の還附を命ずるは「一般に認めらるる法權の例外的除去」に屬すと明記してある。近代の二大役たる日露戰役及び歐洲戰役に於ても、交戦國は捕獲審檢所の管轄權が講和の成立に依りて喪失することを容認しなかつた。

『その當否の孰れにあるにもせよ、左の一事に就ては疑惑を容るるの餘地が無い。即ち交戦國は講和成立後、審檢所にて未だ檢定を下さざる拿捕物件を、或は沒收の検定を下したるそれをすら、恩恵的に解放するに妨げなきことである。乃ちナボレオン三世は「戰禍を減少する」の意から一八六五年三月廿九日の命令を以て、その既に拿捕し且沒收と確定的に検定したる墨西哥の商船及び載貨を解放した。同様に一九〇五年十一月、日本皇帝はその海軍がボーツマス條約の調印後、但しその批准交換前に、拿捕したる中立船を

無條件にて悉く解放した。」(Fauchille, *Traité*, II, § 1440, pp. 589-592)

右の結論にあるが如く、今日一般の慣例では、既に拿捕したる船又は貨物に對する審檢は、講和成立後にありても、特に反対の規定が當該講和條約の上にあるに非ざる限り、その進行を妨げられずとしてある。日露戰役の末期に際し、我が政府も閣議に於て『(一)平和克復の當時現に各捕獲審檢所に繫屬中の捕獲事件は其の審檢進行の程度如何を問はず總て之を繼續審檢せしむること、換言すれば、高等捕獲審檢所及び各捕獲審檢所は平和克復後に於ても繫屬事件の終結する迄は現状の儘之を存續すること。(二)平和克復の當時既に拿捕手續を終りたるも未だ引致中に在る船舶は之を捕獲審檢所の審檢に附し其の検定を終らしむること。』と決定し(明治三十八年九月十九日)、之に依り懸案の捕獲事件を指辨した。

一九四五 尤も講和成立後は捕獲の審檢をも終止することを特に講和條約に於て規定するものもある(例へば第一次大戰末期の一九一八年三月三日のブレスト・リトヴァスク條約、同月七日の獨逸と芬蘭及び同年五月七日の獨逸と羅馬尼の各條約の如き)。けれども對獨、對奧、對匈等の各平和條約にはその規定が無い。その無い限りは、捕獲審檢は講和成立後に於ても依然行ふに妨げずと説くのが多數學者の見解である。事實第一次大戰中に拿捕せられたる拿捕物件にして講和成立後に於て審檢を了へたものは少なからずあつた。白耳義にては捕獲審檢の正式に出來たのは漸く休戰直前の一九一八年八月で、戰時中に拿捕したる船及び載貨の審檢も多くは同年十月より十二月の間に行はれ、甚しきは、その或ものは一九二四年、即ち平和克復後實に五年を経て漸く檢定を下したものすらあつたと聞く(Garner, *Prize Law*, § 141, p. 203)。

一九四五 講和成立後捕獲審檢は繼續して行ふを得るものとし、審檢の結果として拿捕物件の沒收は之を行ひ得るか。前掲のフォーシュの所説行中にも援引してある伊國の一八九六年のアビシニア役に於ける蘭船ドエルワイク(ア國仕向の武器を積み佛領の一港に向け航行中伊艦に拿捕せられたるもの)に關し伊國捕獲審檢所は、同船及び載貨の捕獲は適法なるも、平和成立後のことであるから沒收は最早や適法ならずと爲し、船及び載貨共に之を解放した。之を評せるオッペンハイムに『予は本件は沒收と檢定すべかりしものと信する。日露戰役に於ても、講和後の一九〇五年十一月及び一九〇六年二月、日本捕獲審檢所は講和直前の拿捕に係る *The Australia* 及び *The Montara* なる米國船二隻を沒收した。船及び載貨の沒收は懲罰の性質を有するものであるから、その犯行にして講和前に係る限りは、講和後とても之に懲罰を課するに妨げあるまい。歐洲戰役は、少なくも英國の關する限り、右の見解を肯定せしめた。即ち休戰中に獨逸に向け禁制品を滿載して航海中一九一九年三月に拿捕せられたる諸威船 *Ramwieg* に對し、對獨講和條約の效力發生後の翌一九二〇年三月、英國捕獲審檢所に於て沒收の檢定を下したのはそれである。』とある(Oppenheim, II, pp. 436, pp. 631-2)。想ふに既に講和成立後に於ても懸案の捕獲審檢を續行するを得るものとせば、當然その審檢の結果に就て判決を下すを得る理であり、而してその判決は沒收以外のそれに限るべしと爲すべき理由は考へられぬから、隨つて當然沒收を爲し得るものと見るのが妥當であらう。尤も交戰國が講和成立後特に沒收を爲さぬことに対するのは更に妨げなきが、そは一に政策上の問題で、敢て法律上違法といふ見地からの意味ではない。

一九四六 戰時中收容したる敵國の俘虜は、講和の成立と共に能ふ限り速に之を本國に歸還せしめる（陸戰法規慣例規則第二十條、ヴエルサイユ對獨平和條約第二百十四條、俘虜待遇條約第七十五條）。犯行ありて取調中の俘虜は勿論、處罰中の者とても講和の成立と共に之を解放歸還せしむるのが近代の例である。尤も特定期日以後の犯罪にして現に受罰中のものはこの限りでない（ヴエルサイユ平和條約第二百十八條、俘虜待遇條約第七十五條第二項）。

一九四七 次には、講和の成立は交戦關係の諸権利を一切清算するものであるから、舊交戦國は交戦法規違反、戰律犯、その他戰時特有の犯罪に對する處罰は最早や之を課するを得ない。隨つて現に處罰中の者は、平和克復と共に之を解放せねばならぬのである。尤も講和條約に特別の規定あるものは別で、例へばヴエルサイユ平和條約第二百二十八條第一項に『獨逸國政府ハ戰爭ノ法規慣例ニ違反スル行爲アリトシテ訴追セラル者ヲ軍事裁判所ニ出廷セシムル同盟及聯合國ノ権利ヲ承認ス。上記ノ者有罪ト決シタルトキハ之ヲ法ノ定ムル刑罰ニ處スベシ。本規定ハ獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ裁判所ニ於ケル訴訟手續又ハ公訴ノ爲其ノ適用ヲ妨ゲラルコトナシ。』とあるが如きはそれである。且講和成立後に於ける處罰の解除は舊敵國に對する關係に於てのことと、國內關係にありては別である。隨つて交戦國政府は自國民の戰時中に於ける叛逆、脱走、その他の非違行為をば、講和後に於ても之を法に問ふこと勿論妨げない。但しこれとても講和條約に於て別段の規定を設くれば例外扱となる。

一九四八 戰時に受けたる損害に對する賠償に關しては、往昔にありては特別の規定なき限り講和後之

の責任は
講和後も
繼續

占領地は
戰前法
的位
復歸す

を要求するを得ざるものとしてあつたが、第二回海牙平和會議議定の陸戰法規慣例條約は第三條として『前記規則[陸戰法規慣例規則]ノ條項ニ違反シタル交戦當事者ハ損害アルトキハ之ガ賠償ノ責ヲ負フモノトス。交戦當事者ハ其ノ軍隊ヲ組成スル人員ノ一切ノ行爲ニ付責任ヲ負フ。』の規定を設けた。この規定は特に交戦中に非すんばその責任を問ふを得ざるものとは讀めず、講和後にも之を問ふを得るものと解すべきである。

隨つて右の新規定あるに至つて以來、賠償の責任は講和後に於ても解除せられるものである。

一九四九 戰時中の敵軍占領地は、講和條約の效力發生と共に、謂ゆる原狀回復權に依り戰前の法的地位に復歸する。原狀回復權の歐語 postliminium は往昔の羅馬法に於ける一觀念で、その語義は Post (後) と Emen (境) に出で、即ち一たび境を出でたものが再び境に入るを意味する。昔は羅馬人にして無條約國に行き奴隸となつた者も、羅馬に歸還すれば以前通りの羅馬市民となり、以前有したる諸権利を再び取得し、又無條約國に入つて取揚げられ、羅馬の法律の保護を喪つた羅馬人の財産も、羅馬に歸來すれば再び以前の持主の有に歸すとした。この觀念が基となり、戰時敵の權内に陥りたる領土、人、及び財産は戰後又は戰時中にありても、敵の權内より離れたる時その舊主の手に復歸するといふ一主義が生れた。これが謂ゆる戰後原狀回復權である。而してこの主義の最も多く適用を見るのは占領地關係に於てである。

占領地及びその住民は、既に詳説したる如く、敵軍の占領に依りて敵國の主權の下に移つた譯ではなく、占領が割譲に改まらざる限り、依然として本國の主權の下に立つものである。而して講和成立以前にありても、占領軍にして任意にその占領を撤去し、又は住民の反抗、本國軍の勢力盛返し等にて占領地より撤退す

るに至らば、占領前の状態がその儘復活し、一時停止せられたる本國の主權は再び發動する。これは原狀回復の顯著なる一例であるが、講和成立の結果として占領軍が撤退するに至れる場合に於ても亦同然である。原狀回復といふも、占領軍が占領中に行へる違法の行為は占領終了後に取消さる譯ではなく、依然その效力を有する。けれども反対に、占領軍の行へる違法行為は現狀回復に依りて當然失効となるのである。

原狀回復は占領地が直接本國の主權に復歸したる場合に於て之を見るもので、隨つて占領地が征服なり割譲なりに由りて一旦戰勝者の領地となり、然る後何等か事態推移の結果で更に原領主國に復歸するに至るが如き場合には、別言すれば一度その間に空位(*interregnum*)が生じたる上は、その復歸に依りて原占領前の現狀が回復せらるるのではなく、總て新事態の下に新取扱となるのである。

一九五〇 右の原狀回復とは反対に、講和條約成立の際に於ける現狀にして、特に反対の規定あるに非ざる限りは、その成立に依りて何等影響を受けないものもある。この原則を支配するものを現保有主義——*Principle of Uti possidetis (as you possess)*——と稱する。即ち例へば戰時中に鹵獲したる武器彈薬その他舊敵國の國有財産は鹵獲國の有に移るが如きがそれである。押收の不動産の果實も亦同様である。然しながら後日の紛議を避くるためには、特に明文を以て當該物件の歸屬を規定するに若くはなく、又それが近代の殆ど例外なき慣例となつてある。

第二款 講和條約に依らざる戦

一九五一 戰は講和條約に依るのが最も普通の方法であるが、別に講和條約に依らず、いつとはなしに交戦状態の事實的に終止となるものもある。この類の戦は大凡四種に細別して見るを得べきである。

その一は、多くは交戦國の双方が共に力盡きて交々緩き、又稀には何等かの都合に由り、特に講和條約を締結するに至らずして自然的に交戦状態は止み、自然的に國交の回復を見るが如き場合である。假に之を自然的戦と稱すべきか。如何なる期間戰闘が行はれずんば以て自然的戦となつたものと認むべきか、は之を限定すること不可能で、一にその時と事情の如何に依りて取捨すべきである(Moore, *Digest*, VII, § 1163, p. 336)。然しながら孰れにしても、自然的戦の場合に於ては、戦と共に開戦前の現狀即ち *status quo ante bellum* がその儘復活するか、將た戦の際に於ける現狀即ち *status quo post bellum* の主義が舊交戦國間の將來の關係を律すべきか、に就て議論の生ずる餘地があり、それ次第で例へば戰時中の占領地の歸屬問題にも重要な關係を及ぼすことになる。斯かる論争の餘地ながらしむるためには、能く限り正式の講和條約を大幕として交戦状態を閉づるの便多きに若かない。

自然的戦の近代に於ける類例としては、先づ十九世紀初葉の西班牙の米大陸植民地と母國との多年に亘れる戦がある。この戦が正式に終焉となつたのは一八四〇年であるが、實際は二十有餘年も前から漸次下火

となり、一八二五年頃には既に全く敵對行動が消失せ、事實その頃を以て終焉を告げたものである。その他一八〇一年の露國と波斯の戰、又一八六二年乃至六七年の佛國と墨西哥の戰、孰れもこの類に屬するであらう。最近世界に於ける顯著の一例としては、第一次大戰の末葉に於ける露國の獨、墺、土、勃諸國との戰戰始末を擧ぐべきである。露國勞農政府は一九一八年二月十日（露曆一月二十八日）、プレスト・リトヴスクの第一回講和會議に於て『吾等は兇暴を承認するを得ない。けれども正式の講和條約には調印するを肯じない。』と聲明し、同日『露聯邦共和國はその交戰中の茲に同盟及び中立の諸國の各政府及び人民に對し、茲に人民委員會の名に於て左のことを通告す。曰く。露國は強奪的の一條約に調印するを拒否すると共に、獨逸、墺匈、土耳其、及び勃牙利との現交戰は茲に終了を告げたりと。同時に露國はその軍隊の復員令を下しつつあり。』との宣言を同盟聯合諸國に送附した。斯くして露國は、少なくも露國の關する限り、講和條約に依らずして當年の交戰を終焉としたのである。

一九五二 その二は議會の決議即ち立法的作用にて戦戰の手續を了するといふ極めて稀有ではあるが一種の方法も、特殊の事態の下に於て見ぬではない。假に之を立法的戦戰と稱する。その最も顯著なる——或は近代に於て唯一の——例は米國の對獨戰の終結にあつた。

當時米國にありては、ヴエルサイユ平和條約の第一編を成す所の國際聯盟規約に關し大統領ウキルソンと上院外交委員會との間に不和確執を生じ、上院は該條約に同意を與へざる始末となつたので、如何にして對獨戰を法律的に終了せしむべきかは憲法上の問題となつた。是に於てか一九一九年八月、上院に於て一議

員は大統領に向つて『貴下の判断にては、大統領は一の布告を發し、この布告に於て適當の文辭を以て平和克復のことを宣明するは、その職權上不可能なりと認めらるるか。』と質問したるに、之に對しウキルソンは『予の判断にては、予は一布告を以て平和克復を宣明するの權能を有せざるのみならず、予は如何なる事情の下にありても、正式の講和條約の批准に先だち斯かる方法を執るに同意すること能はず。』と答へた。そこで議會は別に上下兩院の聯合決議を以て平和の克復を宣言し、それにて交戰の終結に大段落を告げしめんとし、一九二〇年五月之に關するノックス決議案の提出となつた。その要旨は、『獨逸帝國政府と合衆國の政府及び人民との間に交戰狀態成立せることを宣明したる一九一七年四月六日通過の本會議聯合決議は茲に之を撤廢し、右交戰狀態は同時に終了したものと宣明す。』といふのである。この決議案は同年五月十六日可決せられたが、ウキルソンは即時之に對し不裁可の意を表した。隨つて米國は依然對獨戰を繼續しつつあるの形勢となつた。然るに程なく大統領の改選期となり、ハルチングその職を襲ぐに及び、議會は翌二一年七月重ねて大要前回の決議案と同様なる——但し一九一七年四月の決議を撤廢云々の文句を削りて單に交戰狀態の終了を宣明するに止めたる——聯合決議案を通過せしめ、而して新大統領は直ちに之を裁可し、漸くにして對獨戰を公式に終了せしむる法律的の手續を濟ませた。

同じ對獨戰の終了に關し、支那政府の當時執りたる措置も亦一の異例を作せるものであつた。支那は山東問題の經緯からヴエルサイユ平和條約に調印せず、而してその後のサンゼルマンの對墺平和條約に調印したことによりて内容の略々同じき對獨平和條約に間接に加入することとなり、之に依り對獨戰を終了せ

(三) 敵國滅亡

(四) 新政権承認の抗敵軍の殲滅

一九五三 第三は敵國を全く撃滅し、その領土を併呑して茲に兵を戢めるといふ敵國滅亡の場合であるが、これは多少説明を要するので、便宜款を別つて述べることにする。

一九五四 第四是敵國內に交戦繼續に反対する新政権が成立し、對戰國が該新政権を承認して之と國交回復に關する協定を遂げ、然る上單獨にて又は該新政権の配下の軍と協同にて抗敵軍の討伐を尙ほ進め、之を殲滅し盡して茲に新政権に依りて代表せらるる過去の敵國との間に完全に平和の克復を告ぐることである。この例は現下の支那事變の終結の場合に就て想像し得られる。

第三款 征服及び征服に由る敵國の滅亡

敵國滅亡の意義

一九五五 此に謂ふ征服に由る敵國の滅亡とは、交戦國が敵の兵力を殲滅し、敵國領土の大體に於て全部を席巻し、その國家としての存立を失はしめ、斯くて之を自國の領土に併合するに至りたる状態のことである。併合にも、征服に由らずして一國が合意の下に他國を併合すること例へば韓國が明治四十三年に我國に、將た奥太利が一九三八年に獨逸に、孰れも併合されたるが如きもあれど、斯かる合意に由る平和的の併合でなく、武力の抵抗力盡きて遂に敵國に併合せらるるものもある。南阿共和國及びオレンヂ自由國の英國に、エチオピアの伊國に、孰れも併合されたるが如き、又現第二次大戰の初期に於て波蘭が獨逸と蘇露國これが謂ゆる征服的併合である。

一九五六 征服に由る敵國の滅亡(subjugation)は單に敵國を征服(conquest)したのみでは足らない。征服にありては、敵が再び被征服地を奪回する機会もある。敵國領土の一部を征服した場合は勿論のこと、その全部を征服した場合に於ても、敗餘の敵國軍隊は一時擧げて近隣の盟邦内に退き、又は本土を棄てて屬領地に移り、捲土重來して之が奪回を試るなしと限らず、又之を試みて成功するなきを保しない。將た敵國を征服し、その兵力を粉碎し、再舉の餘力を挫摧したる後にありても、戰勝國は必しも之を以て敵國を滅ぼせしむるとは限らず、その權内に收めたる、若くは一時他に蒙塵せる、敵の元首なり他の執權者なりをして新政府を樹立せしめ、征服せる土地の全部又は一部を還附して更に國を建直さしむることもあらう。ここまでは征服の範圍に屬する。

然るに征服が更に一步進み、敵國の存在を許さずして之に向つて止めを刺し、征服したる敵國領土を擧げて自國に併合すれば、茲に敵國は滅亡したことになる。内亂に於ける叛徒破滅の場合には、叛徒は元々一定の領土を有する譯でないから、その破滅だけにて自然戦闘となるが、對外戦に於ける敵國滅亡の場合は、單

滅亡と征

に敵を征服したのみでは未だ盡さず、兼ねて領土の併合といふことが必要條件である。故に敵國滅亡とは、交戦國が敵國の兵力を完全に殲滅し、征服を遂げ、且その全領土を擧げて自國に併合し、依つて以てその存在を根絶したる場合を謂ふのである。その書元首なり國民なりは、或は第三國に訴へて抗議し、或はその援助を藉りて蘇生回春の策を運すかも知れない。けれども斯かるは將來の政治的問題に屬し、兎に角敗戦又敗戦の結果として國の命脈が遂に敵に依りて全く絶たれ、その全領土がよしんば一時ながらも完全に併合されるに於ては、茲に征服に由る敵國の滅亡を見たことになる。

一九五七 征服に由る敵國の滅亡は近代にありては類例乏しき方であるが、その乏しき中にありて一二三の指摘し得べきは、第一次大戰前には英國の南阿の役に伴へるオレンヂ自由國及び南阿共和國なるべく（前者は一九〇〇年五月二十四日、後者は同年九月一日の各併合宣言あり）、同大戰後にありて最も卓絶せるものとしては、一九三六年の伊太利のエチオピア征服を推すべきである。伊國は同年五月豫期の征服を完全に成就し、同月十日を以てその既に國家の體を失へるエチオピアの併合を宣言し、茲に征服に由る敵國の滅亡を完全に示されたのである。その後英軍の支援しつつあるエチオピア挽回策が如何なる程度に物になるべきか、その既に英軍に依り占領中と傳へらるる同地が他日再び往昔のエチオピア帝國となるべきかは、今豫測の限りでない。

現第二次大戰に於ける敵國の征服に由る滅亡の例は、今少し局面の推移を見究めた上ならでは、確とは之を擧ぐるを得ない。波蘭の如き、その後の情勢に於ては、他國內へ逃竄の本國政府も以て非運を盛返へすの

餘力なく、英國の波蘭救援も名實共に見込が全然無くなつたので、事實的には滅亡となつたに相違ないが、法律的には尙ほ強て議論すればするの餘地あらう。丁、諾、蘭、白の諸國とても大體同様である。

一九五八 國が敵の征服に由り滅亡したるときは、その國が從來諸外國に對して負へる條約上の義務關係はどうなるかと云ふに、これは國土併合の場合——その合意に由ると武力を以てせるとを問はず——に於ける法理より推論し得らるべきである。國土併合の場合にありては、併合國が繼承するものは被併合國の領土主權そのもので、その國際上の諸般の義務でないから、被併合國と第三國との間に從來存在したる國際條約の如き、その政治的性質のものは當然失效となるは勿論、通商條約、犯罪人引渡條約、その他領事裁判條約の如き法規關係の條約も、總て繼承せられずと見る説が多い。明治四十三年の韓國併合の際、韓國との間に條約を有し又は韓國に於て最惠國待遇を享有すべきこととなり居りたる英、米、佛、獨、墺、伊、露、白、丁、清の九ヶ國政府に對して帝國政府の爲したる宣言中に『韓國と列國との條約は當然無効に歸し、日本國と列國との現行條約は其の適用し得る限り朝鮮に適用せらるべし。朝鮮に在留する諸外國人は日本法權の下に於て事情の許す限り日本内地に於けると同一の権利及び特典を享有し、且其の適法なる既得権の保護を受くべし』とありしは、右の不繼承説を紹述したる一例である。尤も併合國に依りて行はる領土の取得は、無主地の先占の場合に於けるとは異なり、從前存立の國家を相續するものであるから、被併合國の資産負債に關する権利義務の如きは、大體に於て國際法の國家相續の原則に依り之を繼承するものと普通に説かれてある。

下

卷終

跋 言

上巻所載の序言には本『提要』上梓の意味をほんの一言叙するに止めたが、原『講義』の序言及び断りがき（例言）中には意義頗る味ふべきものがあるので、せめてはその要旨を本『提要』にも掲げて然るべき、別して原『講義』の既に事實的に絶版となれる今日に於て尚ほさらならん、と懇切にお勧め下さる二三の學友もあり、尤もな忠言と思ひ、今その要旨を跋言として左に摘録することにする。

私は今から四十年前の日露戦役に一時陸軍の任務に就くことになり、遼東守備軍司令部附として從軍し、主として満洲占領地の行政事務に參與せる折、海牙議定の陸戦法規慣例規則（舊）の占領地條項を初めとし、陸戦關係の諸般の國際法則を詳に検討するのに逢着した。これが私をして斯學の研究に志すに至らしめた抑もの由來である。のみならず、その研究に一の示唆を與へたのは、同戰役從軍中に少なからず感じたる當年の陸軍大臣寺内正毅伯及び遼東守備軍參謀長神尾少將（後に大將、男爵）の國際法に對する甚大の理解そのものであつ

た。寺内陸相には當時私は公務にて一再となく謁したが、その都度伯の國際法則を尊重する誠意に深く敬服した。神尾參謀長には私は當時現地にありて直屬し、占領地行政事務に關し日々指揮を承はつたが、その間にありて男の國際法則に忠實なることにも、これ亦衷心敬意を表せざるを得なかつた。軍人はただ敵を屠るを知りて國際法など眼中に無きものと當初妄想し居りたる私は、痛くその謬見を恥ぢ、同時に陣中について國際法を論辯するの決して徒事徒勞に非ざる所以を感得した。これが私を戰時國際法の一層の研究に促さしめたる間接の一動機でもあつた。

その後明治四十二年の頃、私の塊都に官遊中には、折から倫敦にて海戰法規の國際會議があり、次で倫敦宣言の調印となり、歐洲諸新聞紙上日として之に關する記事評論の掲載なかりしはなく、隨つてその研究には得易からざる好機會を獲た。私の在歐四年間は、役所の庶務以外には、外交史に關しては巴爾幹問題、國際法に關しては海戰法則の研究に殆ど全時間を持げた積りである。程なく起りたる歐洲第一次大戰が如何に豊富の資料を斯學の研究者に提供したかは言を俟たない。大正六年外務の微官を退くや、私は愈々斯學の研鑽に専心精

進することに決意し、爾來蠹卷の裡に起坐しつゝ碌々以て今日に及んだ。

この間にありて私は、帝國海軍の推薦にて昭和十年に中華民國政府の聘に應じ、同國海軍部の幹部將校に戦時國際法の大要を講述することとなつたので、教案を立つるの傍ら多年累積の關係雜稿を取捨整理し、更に支那事變となり、前の上海事變の折と同じく乏を帝國艦隊の國際法事務囑託に承けて從軍するや、公務の餘暇に隨つて錄し隨つて編し、次で現下の歐洲第二次大戰を迎ふるに及び、能ふ限りの増補を稿本に加へ、かなりの苦心の末一昨年末に刊行したものが五千頁を摩する浩瀚の原『講義』四卷である。

今や百萬の皇師は異域にあり櫛風沐雨、その日夕の艱苦を遙に想察するとき、銃を操りて戰場に馳驅するの資格なき蠹魚の輩としては、せめてはペンを手にして微力を斯學の向上に捧ぐるも亦報國の一端たるべきを惟ひ、孜々その業に勵みつつあるが、實を云へば老駢聊か日暮れて道遠しの感なきを得ない。私は心身共に今尚ほ矍鑠、能く壯者を凌ぐと自信はすれど、齡のみは豫定の數序を追ふて進み、今や古稀を過ぐること既に三で、算歴の上では漸く老境に入つたことを否み得ず、天は百歳の壽を切りに惠與せられずとすれば、空樹の朽ち倒

るも最早や遠くはあるまい。國際法關係の問題で書きたいことは尙ほ滾々として盡きぬが、原『講義』を一先づ四卷にて擱筆し、生前の遺稿として印刷に附したのも、畢竟は右の故である。當時豫期せざりし本『提要』の刊行が書肆照林堂主宰の好意にて世に出づるに至つたに對しては、一段の喜びを抑え得ない。絶版の原『講義』も、その綱領は本『提要』に依り今後江湖の叱正を仰ぎ得る譯である。

更に例言として、左の若干事項は此に附記するの要あるかと思ふ。

第一。本書に於ては陸、海、空軍の交戦法則の論述に上下兩卷を通算し一千二百頁を費せるに比し、中立法則のそれは下巻中の三百頁弱に過ぎないので、一見交戦法則に密にして中立法則に甚しく疎なるの觀があらう。けれども、これは中立法則の性質にも因ることであるが、一は世間普通の國際法教科書にありては、封鎖侵破、戰時禁制品輸送、非中立的役務（軍事的幫助）、臨檢搜索及び拿捕、捕獲審檢等の海上捕獲關係事項は之を中立篇に於て説くを常とするも、私は海上捕獲の如きは海上作戦の須要的作用として該關係事項を總て海戦篇の要部として論述するを寧ろ適當と認め、之を海戦篇に移したが故である。即ち海上に於て

一 嘗然交戦者權の支配の下に立つ所の中立國人の（中立國政府のではない）權利義務は多く之を海戦篇にて説くことにし、中立篇に於ては主として中立國の政府自體の權利義務及び交戦國のそれとの關係に之を限らしむることにした結果である。讀者徒らに本書中の中立篇の比較的に一見少量なるを訝るないやうに願ひたい。

第二。第一次大戰に於ては、交戦の當年の法規慣例の上に於て既に時代錯誤となれるもの多々發見せられたが、現下の第二次大戰及び大東亞戰爭にありても亦之に讓らない。隨つて前者に於けると均しく後者にありても、交戦國の國際法違反として傳へられたる數多き行爲の中には、眞に違法のものもあれば、科學の大進歩に伴へる交戦の方術の大變化に由り、今日では違法を以て論ずるの當らざるものもある。しかも之を的確に批判するには、戰後關係資料の具さに世に出づるあるに及んで詳細に検討したる上に非すんば不可能で、本書編述の際にはその一半をだに入手するを得ざりしを遺憾とする。けれどもその間にありて、時々内外新聞紙上に報道せられたる關係資料は、能ふ限り之を採取するに努めた。

第三。我國が原締約國又は加入國となつてある現行の條約その他の國際約定、及び我國の

現行法令、公文書等は、概して片假名交りにて引抄する。但し讀易からしむるため便宜句讀點、濁點等を附けた。

第四。既に歴史に入る人々には原則として敬稱を省略する。現世者にしても外國人には概して之を附けない。敢て内外人を殊別する意味からではなく、要は便宜主義に過ぎない。

第五。泰西の國名人名等を故さら読みにくい漢字にて書くのは無益であり、無意味でもある。外國の固有名詞は之を寫すに成るべく假名文字を以てするの便多きこと論を俟たない。けれども既に多數者の眼に見慣れたる例へば英、米、獨の如きをも總てイギリス、アメリカ、ドイツと書かねばならぬとするのは、これ却つて謂ゆる統一病の餘弊と評すべきであらう。本書に於ては、固有名詞の眼慣れたる漢字は必しも斥けず、取捨一に便宜に由るとし、敢て杓子定規に拘泥しない。

第六。今一つ、問題は一寸尙外にはみ出るが、私は平素の宿論として、漢字の制限には漢語の制限が先決で、殊に平易の一宇で済むべきに故さら漢字を二字づつ重ねるの弊を改むるのが緊切である、と深く信じ強く主張する者である。漢字を無理に又は無意識に二字連ねる

弊は、別して法規關係の文書の上に多い。手近かの一例を取りて云へば、船の一字で足る所に艤と船舶と書く。船といふ字は元々大小兼用なるも、船は専ら大船のことである。然るに例へば帝國船舶法には『總噸數二十噸未滿ノ船舶』（第二十條）とあり、又帝國海戰法規にも『專ラ沿岸漁業又ハ地方的小航海ニ用キラルル……船舶ガ』（第二十五條）とある。斯かる笑ふべき條句は我國の他の法規の上にも、又國際法關係の記事論文の上にも、隨處に見出される。此に『交戰國の船舶に便乗又は積載することを禁止す』といふ條文がありとする。これは『交戰國の船に乗り又は積むことを禁す』ではなぜ悪いであらうか。Freedom of the seasは海の自由で足りる。それを故さら海洋の自由と稱するは何故であるか。戰爭といふ二字重なれる語も亦同様である。邦語の『いくさ』、『たたかひ』の名詞は、漢字では『戰』である。それを『戰ひ』且『爭ふ』の二字にするのは餘計な話で、つまり我國の漢語用者の通弊といふべき必要なき場合にも強て二字重ねる風の餘流を出でない。勿論戰爭といふ言葉は耳慣れ居り、且『大東亞戰爭』は我が政府の公定語であり、當然之を奉用すべきであるが、本書では斯かる公定語以外には、概して戰の一字で済ませる。勿論用語には習慣もあり、法令術

語の拘束もあるから、通じて一律には行かず、論文の用語の殊に法律文の簡易化を主張する私自身も、時には無意識的に却つて生硬の文字を用ゆるの矛盾を敢てし、笑を江湖に招くことなきを保しない。ただ成るべくといふ範圍に於て能ふ限り簡易の言葉を擇ぶことは、本書を通じ私の努めて心懸けた所である。隨つて本書中には、世間普通の國際法教科書のそれと異なる用語が往々散見すべく、讀者の怪まれざることを希望する。

昭和十八年十二月

信 夫 淳 平

索引

(邦語の順位は成るべく開令式ローマ字綴方に依る)

-
- Aaland の中立.....下, 642
Abreu 提督.....下, 796
Achaia, The,.....下, 782
Adela, The,.....下, 760, 782
Admiral, The,.....下, 157
Africa, The,.....下, 311
Aghios Nicolaos, The, ...下, 159
Aghios Spiridon, The, ...下, 159
Aguesseau, H.F. de,.....上, 16
Alabama, The,...上, 41; 下, 139,
657, 772, 775, 787, 798, 815, 848
Albany, The,.....下, 796
Aldworth, The,.....下, 219
Alexandra, The,.....下, 332
Alfred Hage, The,.....下, 335
Alfred Nobel, The,下, 403,
405
Alien enemy (敵外人を見よ)
Allanton, The,.....下, 363
Alminius, J.,.....上, 11
Almir, Alexandrino, The,
下, 277
Alternat (條約の).....下, 947
Altmark, The,.....下, 806
Alvarez, Dr.,...上, 803-4; 下, 651
Alwina, The,.....下, 374, 435
- Ambiorix*, The,.....下, 782
Ambra, The,.....下, 554
*Amorduct M. Co. v. Defries &
Co.*.....上, 256
Amplion, The,.....下, 43
Amy Warwick, The, ...上, 923;
下, 603-4
安導券(護照を見よ)
Angary (非常收用權を見よ)
Anna, The,.....下, 759, 771
Anne, The,.....下, 766, 782
Antiope, The,.....下, 385
Antoine v. Morshead.....上, 468
Aphrodite, The,.....下, 382
Apallonia, The,.....下, 345
Appam, The,.....下, 579, 863
Aquileia, The,.....下, 258
Aquinas, T.,.....上, 111
Arabi Pasha.....上, 627
荒川邦藏.....上, 79
Ardagh 少將.....上, 394
Argun, The,.....下, 579
Ariadne No. 1, The,.....上, 270
有賀長雄
土民防鬪及群民起鬪.....上, 389
海牙平和會議.....上, 92

有賀長雄(續)
保護國.....上, 72
休戦.....下, 907, 930, 934
の履歴.....上, 70 以下
占領地内住民.....下, 934
戰地衛生後送機關.....上, 519
有田前外相.....下, 457以下, 470
Armada 艦隊の敗滅.....上, 195
Armitz Brown v. U.S., 上, 750
Arnerid, The, 下, 937
Arrêt de Prince上, 147, 793
Aryol, The, 下, 131, 136, 138
淺間丸事件.....下, 450, 455 以下,
470, 479, 480, 495, 818
Asquith, H.H., 上, 35; 下, 44,
314
Asson, T.M.C., 上, 41, 53
Assistant, The, 下, 223
Asturian, The, 上, 302
Atalanta, The, 上, 274, 292;
下, 442, 501
Athenia, The, 下, 126
Atherlay-Jones, 下, 349
Atlas, The, 下, 345
Atlas and Lighters, The,
下, 222
Atteridge, A.H., 下, 326
Aube 提督.....下, 52
Augustine, St., 上, 111
Aurora, The, 下, 876
Austin, J., 上, 14
Australia, The, 下, 959, 963
Austria, The, 下, 225
Axel Johnson, The, 下, 331

Ayala, B. de, 下, 691
東艦.....上, 83
Baden, The, 下, 581
Balkan 戰役 (1912-3) ... 上, 833;
下, 707, 945
Balto, The, 下, 409
Banda, The, 下, 335
Bangor, The, 下, 564, 782
萬國國際法學會
平時封鎖.....上, 153, 160, 164
人質.....上, 744
非中立的義務.....下, 437
非常收用.....上, 800-1
不防守都市.....上, 614
海軍力砲撃.....下, 56
海峡閉鎖.....下, 804
海戰法規案上, 744; 下, 28,
322
開戦手續.....上, 202
開戦と條約.....上, 230
海底電線破壊.....下, 73-5
海上捕獲法案.....下, 216, 503
間諜.....上, 661
機雷公海敷設.....下, 38, 41
國際捕獲審査制.....上, 36, 41
航空機.....上, 868
交戦團體.....上, 367
無線通信取締.....下, 88, 699
陸戰法規案.....上, 32, 786; 下, 56
領水問題.....下, 824
先買權.....下, 372
戰時禁制品.....下, 322
條約の效力.....上, 230

萬國國際法協會
非常收用.....上, 801
俘虜待遇規則案.....上, 404, 442
封鎖法規案.....下, 148
海戰法規案.....下, 4, 23, 47, 98,
148-9, 216, 263, 439
海上中立財產條約案 下, 318,
648, 870
機雷公海敷設.....下, 41
國旗の偽用.....下, 98
國際刑事裁判所.....上, 827
航空.....下, 967
空戰法規案.....上, 848以下
の目的.....上, 42
陸戰法規案.....上, 91, 786; 下,
648
領水.....下, 752, 804
占領.....上, 694
占領地法則.....上, 807以下
戰時禁制品法案.....下, 381
中立法規案.....下, 870
中立證明書制.....下, 426
郵便信書尊重條約案.....下, 265
萬國郵便條約(1934).....下, 274
盤谷丸.....下, 276
Bar, Prof., 下, 712
Barbeyrac, J., 上, 18
Barcelo, The, 下, 272
Bariquen, The, 下, 454
Barmbek, The, 下, 246, 613
Baron Stjernblad, The, 下,
557
Barraconto, The, 下, 937
Barred zone.....下, 48

Batavier II, V & VI, The,
下, 331
Baty, Dr. T.
平時封鎖.....上, 156
人質.....上, 744
報復.....上, 150
—(對中立人).....下, 293
封鎖.....下, 186
降伏兵殺害.....上, 559
無線電信取締.....下, 86
領水.....下, 751-2
占領.....上, 704
中立領土の兵の通過.....下, 692
Bautre X, The, 上, 272
Behn v. Miller, 上, 262
米國(U.S.A. を見よ)
米西戰役
軍使.....上, 675
捕獲審査の準據法.....下, 604
補給石炭數量.....下, 894
俘虜.....上, 415
海底電線破壊.....下, 83-4
艦艇讓渡.....下, 790, 800
交戰狀態成立.....上, 197-9, 212
嚮導.....上, 735
休戦及講和條約.....下, 913, 929
サンチャゴ開城.....上, 687
私艦.....下, 213
敵兵不助命の命令.....上, 566
敵人在留.....上, 310
中立嚴守.....下, 681
中立領土の負傷兵通過... 下, 725
中立人の軍需品供給.....下, 710
中立船破壊.....下, 536

米洲安全水帶……下, 653
 ——共和國中立宣言(巴奈馬)……下, 653
 ——中立委員會……下, 656, 720
Belgia, The, ……下, 227
 Belgium の中立化及その侵犯……下, 624, 641, 661
 Bello, A., ……上, 69
 Bellot, H.H.L.
 占領地法則……上, 808
 潛水艦……下, 106
 Benes 決議案……上, 869
 便衣隊……上, 395 以下
 Bentham, J., ……上, 22-3
Bentzen v. Boyle, ……上, 251, 302
 Bering 海問題……下, 751
 Berkeley 提督……下, 467
 Berlin 令……下, 163, 293
 Berlin 會議及議定書(1885)……上, 50, 173, 705
 Berlin 條約(1878)……上, 155; 下, 768, 949
 Bermuda の租借……下, 791
Bermuda, The, ……下, 395
Bernisse, The, ……下, 559
Bertha Elizabeth, The, ……下, 577
 Billot, Prof., ……上, 354, 357
Birkenfels, The, ……下, 229
 Birkenhead, Earl of,
 萬民際法……上, 15.
 捕獲審檢……下, 61
 中立……下, 687
 Bismarck

報復……上, 740, 743
 俘虜……上, 413-4
 攻略者……上, 384
 侵略者の名を避く……上, 116
 私有財產……上, 767, 773, 781
 對佛講和談判及償金……下, 931, 951
 條約の效力……上, 228
Björn, The, ……下, 368
Björnstjerne Björnson, The, ……下, 403
 Black Diamond guarantee ……下, 492
 Black Sea の中立化……下, 641
 Blackstone, Sir W., ……上, 331
 Blanco, Marshal, ……上, 675
Blonde, The, ……下, 247, 770, 794
 Bloom 中立法案……下, 670
 Bluntschli, J.K.
 暗殺……上, 558
 米國陸戰訓令評……上, 353
 軍律……上, 819, 821, 823
 非中立の義務……下, 437
 砲擊……上, 616, 621
 俘虜……上, 456, 471; 下, 721
 戰の定義及性質……上, 369
 海底電線保護……下, 73
 開戦と條約……上, 228
 間諜……上, 668
 禁制品賣込……下, 713
 休戦……下, 940
 無差別的砲撃……上, 616
 の履歴……上, 49
 陸戰法規……上, 31

Bluntschli (續)
 成典國際法……上, 49, 78
 占領……上, 711, 721, 788
 戰時禁制品……下, 379
 私有財產……上, 319
 敵性……上, 369
 徵發及取立金……上, 774
 中立の性質……下, 625, 692
 中立國への軍入軍隊……下, 718
 中立船破壊……下, 534
 中立人の義務……下, 713, 740
 條約の效力……上, 228
Bobrik, The, ……上, 233, 609
 Boeck, C. de, ……下, 534, 959
Boedes Lust, The, ……上, 147
Boeroes, The, ……上, 306
Bogades, The, ……下, 768
 墨子……上, 6
 Bonfils, H.
 軍律……上, 820, 824
 人質……上, 744
 俘虜……上, 447
 間諜……下, 668
 奇計……下, 578, 629
 國際法違反……下, 695
 休戰……下, 927
 連坐罰……上, 824
 赤十字旗……上, 350
 占領……上, 720, 748
 宣戰……上, 196
 中立……下, 687, 695
 中立船破壊……下, 535
Bonna, The, ……下, 409
 Borah, W. E., ……上, 189; 下, 662
 Borchard, E.M.
 賠償責任……上, 641, 644
 米國と中立……下, 663
Gibbon 事件……下, 737
 戰時禁制品……下, 415
 戰時債權決済……上, 808
 戰場所在財產……上, 632, 641, 644
 私有財產……上, 750
Bosphorus 及 Dardanelles ……下, 42, 809, 884
 Bottomary bond (船底抵當權) ……下, 551
 Bourgeois, L., ……上, 60-2; 下, 730
 Bower, Sir G., ……下, 106
 Bowles, T.G., ……下, 542
 Bowring, Sir J., ……上, 23
Brage, The, ……下, 332, 345
 Brest-Litovsk 條約 ……下, 920, 960, 962, 968
 Briand-Kellogg Pact (不戰條約を見よ)
 Briggs, H.W., ……下, 284, 762, 796
 Bright, J., ……上, 28; 下, 215
 Brown, P.M., ……上, 190
 Brunus, C., ……上, 194
 Brussels 陸戰法規會議及宣言案
 電信線破壊……下, 73
 毒物使用……上, 553, 590
 軍使……上, 673-4, 677
 俘虜……上, 401 以下, 408, 422, 488, 726
 開催の來歴……上, 30
 海底電線……下, 74
 間諜……上, 654, 656, 659, 661, 665

Brussels 宣言案(續)
 降伏.....上, 687
 攻圍.....上, 606以下
 交戰者.....上, 379
 領導.....上, 732, 735
 休戰.....下, 926, 928, 940
 民兵.....上, 380
 民衆軍.....上, 389
 掠奪.....上, 647
 宣言案の邦譯.....上, 90
 占領.....上, 695-6, 699, 723, 726
 私有財產.....上, 456
 敵不助命の宣言.....上, 563
 徵發及取立金.....上, 774
 要塞都市と開放都市.....上, 612
Brussels, De 31, The,下, 224
 Bryan, W.J.,下, 436, 668, 745
 Bryan 平和促進條約.....上, 191
 Bryce, J.,上, 54, 578, 741
 Bryce 委員會報告.....上, 578
 Buckley 判事.....上, 244, 257
 Bülow, Prinz,下, 469
 Bulmerincq, A.,下, 183
Bundesrath, The,下, 6, 396
 Burlamaqui, J.J.,上, 18
 Burton 案.....下, 414
 武裝中立(1794-1800).....下, 163,
 211, 311, 320
 Butler, N.M.,下, 662
 Butler, R.A.,上, 902
 Bynkershoek, C.V.,上, 15, 19,
 194, 750; 下, 211, 616, 622, 749, 758

Caique X, The,上, 272

Cairnsmore, The,下, 561
 Calvin, J.,上, 11
 Calve, C.,上, 69, 176以下, 319,
 324, 801
 Campbell, F.A.,上, 333
Cape Corso, The,下, 612
Carnarvon Castle, The,下,
 847
Caroline, The,下, 762-5
 Carpentier, p.,上, 355
 Cartel.....上, 477
 Cartel 船.....上, 477
Carthage, The,下, 471
Carvalho, The,下, 456
 Cash and carry system(現金自
 摘制を見よ)
 Castlereagh, R.S.,上, 784
Catherina Elizabeth, The,
 下, 501
 Cator 判事.....下, 612
Centennial, The,下, 937
Cervignano, The,下, 258
Ceylon, The,下, 22
 Chaco 戰(1933).....下, 659, 794
 Chamberlain, N.,上, 189; 下,
 192, 287
 Charleston の閉塞及封鎖.....下,
 30, 173, 183
 Charter-party.....下, 484
Cheref, The,下, 532
Chesapeake, The,下, 467
Cheshire, The,上, 303
 Chicherin, G.V.,下, 810
Chile, The,下, 230, 240, 242

Chile Order, The,下, 226, 230,
 240, 242
 China (支那を見よ)
China, The,下, 454
Christian Boles, The,下, 454
 Christopher, The,上, 517
Chrysopolis, The,上, 306, 803;
 下, 434
Chumpon, The,下, 284
 Churchill, W.,下, 127
Circassian, The,下, 303
City of Flint, The,下, 862,
 864
Clan Grant, The,下, 552
 Clarendon, Earl of,上, 173
 Clark, E.,下, 635-6
 Clausewitz, G.K.v.,上, 48
 Cobbett, P.
 捕獲審檢.....下, 575, 582
 俘虜.....上, 436
 海上私有財產.....上, 207
 占領.....上, 728, 732
 借款支拂義務.....上, 326
 傷病者救護.....上, 498
 中立義務.....下, 762
 Cobden, R.,上, 28; 下, 215
Cocus, The,下, 568
Colenso, The,上, 254
 Colombos, C.J.,下, 222, 257,
 267, 396, 769
Colonia, The,上, 279, 286; 下,
 553
Columbia, The,下, 157
Cometa, The,下, 334

 Cronje 將軍.....上, 555

Cushing v. Laird 下, 554
Cydnus, The, 上, 272
Cyprus, 下, 583
Czarevitch, The, 下, 873
Czar Nicolai II, The, 上, 306; 下, 234, 246
Czecho-Slovakia, 上, 768 以下

Dacia, The, 上, 279, 288 以下
拿捕の意義 下, 199
『第五列』 上, 663; 下, 351
大東亞戰爭 上, 433, 444, 707; 下, 170
Dana, R., 上, 66, 800; 下, 499
Danckebaar Africqan, The, 上, 300
D'Annunzio, G., 上, 139
Dante, The, 上, 254
Danube 河口の中立化 下, 642
Danube, The, 上, 301
ダルダネルス (ボスフォラスを見よ)
Danzig, 下, 243
Davanger, The, 上, 271, 275; 下, 567
Davis, G.B., 上, 442
De Jager v. A.G. of N., 上, 252
Democracy 下, 720
Denial of Justice 上, 146
丁抹中立規則(1938) 下, 650
Denver, The, 下, 422
Derflinger, The, 下, 236
Despagnet, F., 上, 324

Detain の意義 下, 230
Deutschland
白耳義侵入(1914) 下, 624, 695
丁抹及諸國侵入(1940) 下, 637
獨蘭通商條約(1908) 上, 798
軍紀(第二次大戰) 上, 439
軍機取締法 上, 655
軍律及軍事法廷 上, 818
軍使 上, 674, 677-8
叛逆罪 上, 814-5
人質 上, 741
捕獲審査制 下, 577, 593, 606
砲擊 上, 615, 620
俘虜取扱 (第一次大戰) 上, 425 以下, 434 以下, 464
—— (第二次大戰) 上, 426
俘虜情報局(第一次大戰) 上, 491
海賊及捕獲法規 上, 261, 291, 361; 下, 8, 14, 87, 263, 332, 341, 364, 401, 446, 474, 476, 481, 487, 489, 549, 566, 572, 580, 865
刑法 上, 655
國旗移轉效力 上, 291
降伏規約 上, 685
ルクセンブルグ侵入(1914) 下, 695
蘭白佛攻略(1940) 上, 771 以下
陸戰慣例(1902) 上, 351, 360, 371, 393, 417, 421, 439, 446, 474, 476, 487, 542, 558, 565, 612, 615, 620, 677, 674, 677-8,

Deutschland (續)
685, 711, 719, 731-3, 815, 818; 下, 713, 719, 722, 726, 730, 922, 933
三國同盟(1879) 下, 624
占領及占領地行政 上, 711 以下, 739 以下, 781, 790
戰時禁制品目 下, 353, 357
對波蘭開戰(1939) 上, 211
對荷蘭開戰(1916) 上, 799
在港敵商船取扱 下, 246
Diana, The, 下, 873
Dicey, A.V., 上, 123
Doelwijk, The, 下, 395, 961, 963
Dogger Bank 事件 (北海事件を見よ)
獨佛休戰規約(1940) 上, 715; 下, 921
毒瓦斯及毒物使用 上, 375, 552 以下, 392 以下
毒瓦斯禁止議定書(1925) 上, 548, 599 以下
毒瓦斯性投射物禁止宣言(1899) 上, 549, 590
—— 使用の當否 上, 592 以下
—— と第二次大戰 上, 606
—— と華府條約 上, 596
Dolphin, The, 下, 395
Domicile の意義 上, 237 以下
Don Pacifico, 上, 151
Drago, L.M., 上, 70, 177; 下, 791
Drago 主義 下, 178
Draupner, The, 下, 445

Dresden, The, 下, 757, 835
Duke, Sir H., 下, 243
Dum dum 彈 上, 550, 568; 下, 681
Dunant, H., 上, 497
Dundonald, Earl of, 上, 587
Dupuis, C., 下, 436, 535, 606, 759
Disseldorf, The, 下, 564-5, 770, 783

Eastry, The, 下, 363
Edmonds 大佐 上, 358
Edna, The, 上, 236
Edward 三世 下, 586
Edward & Mary, The, 下, 516
Eemland, The, 下, 186
英國 (Great Britain を見よ)
Eir, The, 下, 335, 553
Ekaterinoslov, The, 上, 103, 414; 下, 768, 783
Elbe, The, 下, 938
Elida, The, 下, 560
Eliza Ann, The, 上, 102, 195
Ellenborough, Lord, 上, 321, 325
Elsa, The, 下, 368
Elve, The, 下, 559
Embargo 上, 146
Emden, The, 下, 109, 581
煙幕 上, 629, 912
榎本武揚 上, 77, 81, 83
榎本重治氏 下, 9, 15
Eorus, The, 下, 531
Erymanthos, The, 下, 227
Eskima, The, 上, 261, 308

Eugenia, The, 上, 292
Evans, Sir S., 上, 259 以下, 308, 796; 下, 283, 286, 334, 563, 569, 585, 612

Falaba, The, 下, 101
Falkenhausen 將軍, 上, 712
Falkenhayn 將軍, 下, 103
Falkland 沖の會戰(1914), 下, 843
Fanny, The, 下, 501
Farn, The, 下, 581
Fauchille, P.A.J.
 爆擊目標, 上, 896
 捕獲審檢, 下, 606, 958
 不防守地砲擊, 下, 62
 封鎖, 下, 165
 海戰法規案, 下, 28
 航空, 上, 840
 の履歴, 上, 63
 占領, 上, 691
Federico, The, 下, 439
Felicity, The, 下, 533
Fenix, The, 下, 227, 239, 247
Ferguson, J.H., 上, 152; 下, 263
Feronia, The, 下, 232
Field, D.D., 下, 854
Fiore, P., 上, 63
 捕獲審檢, 下, 959
 荒廃, 上, 639
 休戰, 下, 940
 の履歴, 上, 63
 の成典國際法, 上, 49, 64
 私有財產, 上, 319

中立船破壊, 下, 535
 在留敵人取扱, 上, 308
 條約の效力, 上, 228
Fleischmann, Prof., 下, 102
Foch 元帥, 上, 579, 580; 下, 912
Foreign Enlistment Act(英), 下, 657
 ——Enlistment Act(米), 上, 660
 ——Jurisdiction Act(英), 下, 583
Fotti, The, 上, 121
Fox, C.J., 上, 557
France
 捕獲審檢制, 下, 591, 605
 俘虜の宣誓解放, 上, 474
 海戰法規, 上, 284, 361; 下, 7, 87-8, 201, 220, 306, 337, 343, 439, 459, 476, 481, 486-7, 489, 507, 532, 580, 606
 間諜處罰法, 上, 655
 國旗移轉效力, 上, 286
 國務院の性質, 下, 592
 墨西哥封鎖(1838), 上, 163
 陸戰法規, 上, 354, 357, 460, 614; 下, 930
 戰時禁制品目, 下, 352, 356
 對獨報復令(1915), 下, 280
 ——(1939), 下, 290
 對敵通商禁止令, 上, 326
 臺灣封鎖(1884), 上, 164
 中立規則, 下, 775
 在留敵人取扱, 上, 309
Frances, The, 上, 250

Franco, Gen. F., 上, 663
Fratelli B. Mendl, The, 下, 768
Frau A. Howina, The, 下, 395
Freedom of the seas(海の自由を見よ)
Free ships, free goods, 下, 210
Fridland, The, 下, 403, 405
Frieda Mahn, The, 下, 246
Friedrich 大王, 上, 19, 325, 581, 746; 下, 279
Freundschaft, The, 上, 302
Friuli, The, 下, 247, 258
Funck-Brentano, 下, 716
Gaasterland, The, 下, 186
Gablentz(填元帥), 上, 675
Gaelic The, 下, 735
Galiani, A. de, 下, 147
Gariel, G., 下, 420
Garnér, J. W.
 告敵手段, 上, 582
 軍律, 上, 819
 人質, 上, 742
 非中立的役務, 下, 446
 非常收用, 上, 803-4
 捕獲審檢, 下, 589, 603, 614, 962
 俘虜, 上, 426, 435, 463, 491
 交戰者, 上, 384, 386
 空戰, 上, 925
 攜導, 上, 734
 潛水艦, 下, 178, 826
 戰場所在財產, 上, 636

私有財產, 上, 759
 敵財產管理, 上, 326
 敵人訴訟能力, 上, 336
 中立及中立權利義務, 下, 635, 726
 中立化國, 下, 639
 野蠻兵, 上, 384, 386
Géfion, The, 下, 560
Geier, The, 下, 843, 877
General, The, 下, 397, 469
General Armstrong, The, 下, 760
Genese, The, 上, 285
 現金自撤制, 下, 666 以下
Gentili, A., 上, 10, 15, 55, 111, 194, 542; 下, 748
Gerard, J.W., 上, 426, 461
Gerasimo, The, 上, 251
Germania, The, 下, 224
Gessner, L., 下, 379, 499, 534, 712
Gibbon, E., 下, 735
Giles v. The Rep. of France, 上, 645
 義戰, 上, 111 以下; 下, 636
 義和團事件(北清事變を見よ)
 義勇兵團, 上, 379, 395
Glasgow, The, 下, 757, 842
Glass, H., 上, 91
Glider, 上, 852
Glitra, The, 下, 570, 572
Gompertz, C.J., 下, 261
Good offices(周旋を見よ)
Göppert, Herr, 上, 330

- Göring 元帥 上, 901
Gorizia, The, 上, 274
Gorontalo, The, 上, 306; 下, 368
 謹照 上, 747
Gothland, The, 下, 220
 Goudy, Prof., 下, 106
Gouwzee, The, 下, 223
Grado, The, 下, 258
 Gram, G., 上, 60
 Gran 飛行中尉 下, 733
 Grant, U.S., 上, 67
 Granville, G., 下, 349
 Graves, P., 上, 905
 Great Britain
 アレキサンドリア砲撃(1882).... 下, 52
 バグダッド占領(1917).... 上, 698
 廣東砲撃(1856).... 下, 51, 67
 第一次大戰の終了期 下, 956
 丁抹攻撃(1801).... 下, 51
 —(1807).... 上, 120, 317, 644
 外國軍服役禁令 下, 657, 786
 軍機保護法 上, 655
 叛逆罪 上, 813
 捕獲基金 下, 529
 —審檢制 下, 584以下
 —審檢取扱數 下, 588
 俘虜情報局 上, 491
 鹿兒島砲撃(1868).... 下, 51, 67
 海軍大演習(1889).... 下, 53
 海戰及捕獲法規 下, 6, 324, 338, 371, 383, 398, 503, 520
 開戰時敵商船取扱勅令... 下, 239
 同條約脱退 下, 250
 海事裁判所 上, 50; 下, 586
 國旗移轉效力 上, 285以下
 交戰狀態成立(1914) 上, 214
 —(1933) 上, 216
 高等法院法 下, 587
 講和條約法(1919) 下, 957
 航空法 上, 851
 倫敦宣言より乖離... 下, 3, 348, 402
 陸戰法規 上, 357, 442, 459, 612, 615, 620, 629, 671, 676 719
 占領地對敵禁止令(1915) 上, 253
 戰時禁制品目 上, 371; 下, 348, 351, 353, 413
 —(1939) 下, 355-6
 樞密院司法委員會の沿革 下, 589
 商船法 上, 266, 268
 對敵報復令(1915-7) 下, 280
 —(1939) 下, 287
 對敵通商禁止令(1914) 上, 241, 640
 特別控訴院(1914) 上, 244
 長距離封鎖 下, 186, 191
 中立規則 下, 657, 821, 848
 中立國旗幟用 上, 268
 在港敵商船取扱 下, 238
 Grey, Sir E.
 軍艦護送 下, 505
 封鎖 下, 315
 敵人訴訟能力 上, 333
 Griffis, W.E. 上, 89

- Grotius* 上, 7以下, 73, 750
 戰の分類 上, 138
 休戰 下, 921
 領水範圍 下, 748
 戰平法則論 上, 10以下, 98; 下, 221
 宣戰 上, 194-6
 戰時禁制品 下, 320
 自然法 上, 16
 中立 下, 616, 621 2, 636
 グロチユス協會 上, 43, 91; 下, 106, 112
 潛水艦に關する報告.... 下, 106, 112
 Guelle, J., 上, 475; 下, 940
 Guerilla (遊擊隊を見よ)
Gulffield The, 下, 101
Gunda, The, 下, 561
 軍艦護送 下, 502以下
 軍艦の定義 下, 12以下
 —の治外法權 下, 822
 軍法會議 ... 上, 448, 476, 809以下, 810
 軍票 上, 767
 軍律 上, 809以下
 軍使 上, 660, 668以下
Gustavus II 上, 8, 9
Gutenfels, The, ... 上, 253; 下, 229
 軍事法廷 上, 817以下
 軍事的目標 上, 213, 376, 619, 872, 879以下
 Habana 海上中立條約 下, 4, 29, 124, 421, 650
Haelen, The, 下, 261
 海牙平和會議(第一回) 上, 33, 486, 499, 588, 590, 609, 629, 828
 以下; 下, 57, 77, 128, 398
 —(第二回) ... 35, 178, 209, 314, 349, 401, 465, 499, 549, 611, 733, 776, 830-2; 下, 1, 12, 23
 以下, 38, 60, 85, 128, 140, 174, 206, 222, 235, 248, 251, 254, 256, 260, 265, 277, 303, 323, 398, 437, 730, 778, 788, 791, 838, 851
Hakan, The, 下, 384
 白旗 上, 560以下, 671以下
 八絃一字 上, 113
 追擊砲 上, 576
 Hall, E. W.
 米國の中立(1793), ... 下, 661
 沿海漁業船 下, 254
 害敵手段 上, 566, 578
 軍艦護送 下, 501, 509
 軍律 上, 826
 軍事的行動の範囲 上, 582
 被拿捕船の中立港引致... 下, 858
 人質 上, 741-3
 非中立的役務 下, 436-7
 非常收用 上, 803
 批准の測及性 下, 954
 捕獲審檢 下, 578
 俘虜 上, 414, 566
 封鎖 下, 166, 168
 海賊 下, 115
 海上私有財產 下, 388, 533
 間諜 上, 661, 614
 奇計 上, 578

Hall (續)
 荒壟.....上, 638
 休戦.....下, 927, 932, 941
 無差別の砲撃.....上, 616
 の履歴.....上, 51
 掠奪.....上, 650, 652
 作戦基地.....下, 774
 先買権.....下, 371
 戰利品.....上, 652; 下, 201
 占領及占領地.....上, 251, 582,
 711, 726, 747, 782
 宣戰.....上, 195
 借款支拂義務.....上, 326
 敵兵不助命.....上, 563
 敵性.....上, 369
 取立金目的の砲撃.....下, 55
 徵發.....上, 760, 764; 下, 55, 68,
 676, 695
 中立及中立領土領水.....下, 286,
 759, 784, 786, 823, 850, 858, 873
 中立財産破壊.....下, 533
 中立人の應償當否.....下, 740
 在留敵人取扱.....上, 308, 313
 残留敵財產.....上, 319
 自衛行爲.....下, 765
 Halleck, Gen. H. W.
 ゲリラ戦.....上, 386
 非常收用.....上, 794
 俘虜.....上, 422
 封鎖.....下, 166
 違法の拿捕.....下, 781
 降伏規約.....上, 687
 休戦.....下, 940, 942
 の履歴.....上, 67

占領.....上, 729, 747
 中立.....下, 693, 695, 759
 中立國宣入軍隊.....下, 717
 中立船傭入權.....上, 794
 中立人の應償當否.....下, 740
Hamborn, The,上, 260
Hampton, The,下, 553
Hanamets, The,下, 260
Hanger v. Abbott,上, 322
 Hansa 同盟.....下, 209
Hans Wagner, The,下, 937
 原敬.....上, 91
 Harding, W.G.,下, 969
Hardy, The,上, 266
 Hare, T.,上, 53
Harley, J. E.,上, 799
Harriet Lane, The,下, 184
 Harris, T.,上, 76, 79
Hart, The,下, 445
 Harvard 大學案
 非中立的役務.....下, 434, 460
 非常收用.....上, 801
 報復.....下, 686
 封鎖.....下, 153, 180, 316
 海戦及空戦中立條約案.....下,
 4, 650-1, 686
 機雷公海敷設.....下, 41
 國旗偽用.....下, 98
 交戦國軍用航空機.....下, 888, 891
 空戦.....上, 848, 851, 858, 854;
 下, 858
 空戦規定の内容.....下, 4
 臨檢搜索.....下, 466, 474
 侵略に關する條約案.....上, 117

Harvard 大學案 (續)
 中立領水.....下, 811, 819, 828,
 832, 871
 中立證明書制.....下, 421, 424
 輸入割當制.....下, 426以下
 條約の效力.....上, 236
 長谷川海軍大將.....上, 153, 157以下
 畑陸軍大將.....上, 113
Hautefeuille, L. B.,上, 694;
 下, 165, 379, 693, 939
 Hay-Pauncefote條約...下, 829, 859
 林董.....上, 92
 Hedin, S.,上, 572
 Heffter, A.W.,上, 47, 79, 319,
 700, 801; 下, 693, 717, 740
Hefz-el-Rahman. The,下, 159
 Hegel, G. W. F.,上, 47
 Heidelberg 決議....上, 162, 164-5
 兵器の語義.....上, 552
 平時封鎖
 の目的.....上, 155
 の宣言及告知.....上, 160
 の當否.....上, 156
 支那沿岸.....上, 157以下
 と第三國.....上, 164以下
 と實力維持.....上, 161
Heina, The,下, 782
Helena, The,下, 914
Helicon, The,上, 803, 862
 Heligoland.....下, 583
 Henderson, Sir N.,上, 215,
 606, 901
Hercules, The,下, 242, 770
Hermes, The,下, 367

Hershey, A. S.,
 沿海漁業船.....下, 254
 喬敵手段.....上, 552
 封鎖.....下, 166
 交戦國への艦船譲渡....下, 795,
 800
 繩導.....上, 734
 日露戰役.....下, 842
 施毒兵器の使用.....上, 552
 中立船破壊.....下, 537
Herzog, The,下, 397
 東久世總督.....上, 80
 Higgins, A. P.,
 ホールの國際法論.....上, 52
 捕獲審檢.....下, 581, 601
 潛水艦.....下, 828
 敵性.....上, 269
 中立國旗僭用.....上, 269
 在留敵國人取扱.....上, 313
 『非交戦國』.....下, 625-7
 Hilty, Prof.,上, 354
Hipsang, The,下, 536
 Hitler ...上, 245, 427, 902; 下, 912,
 950
 非常收用權.....上, 147, 791以下
 Hobbes, T.,上, 14
Hocking, The,上, 285
Hoffnung, The,下, 184
 Hogan, A. E.,上, 163
 捕獲の意義.....下, 199
 捕獲權行使制限條約 ...下, 92, 251
 以下
 捕獲審檢の目的及管轄....下, 584
 以下

北海事件(1904)....上, 174; 下, 433
 北清事變及同議定書上, 648;
 下, 263
 Holland (Netherlands を見よ)
 Holland, T. E.
 毒物使用....上, 553
 害敵手段....上, 583
 護照....上, 748
 軍使....上, 674
 平時封鎖....上, 155
 捕獲審檢....下, 600, 610
 不防守地砲擊....下, 53
 俘虜....上, 408, 412, 429, 456,
 459, 485
 海戦法規...上, 358; 下, 6, 265, 383
 機雷公海敷設....下, 38
 國旗と敵性及中立性....上, 273
 高陞號事件....上, 56
 航空機及空戦....上, 868
 嚮導....上, 734
 倫敦宣言....下, 542
 の履歴....上, 55
 陸戦法規....上, 354, 357
 占領....上, 723, 748, 780
 私有財產....上, 642, 757
 戰地衛生機關....上, 510, 522, 526
 敵人訴訟能力....上, 332
 徵發及取立金....上, 774; 下, 53
 中立人の権利義務....下, 674-6,
 719, 746
 中立財産破壊....上, 642; 下, 536
 運河の自由通航権....下, 643
 Hollweg, Bethmann,下, 103
 Holtzendorf, E. v.,上, 319,

324, 473
 報復上, 143 以下, 435, 447,
 494, 564; 下, 286, 353, 364, 446-
 7, 452
 Hors de combat上, 345, 593
 Hosack, J.,上, 420
 Hot pursuit....下, 758
 Howland, C.H.,上, 188
 積載陳重....上, 88
Hsi-ping, The, (西平號)...下, 378
 Hübner, M.,上, 24; 下, 625
 Hughes, C.E.,上, 601
 普佛戰役
 獨逸沿岸封鎖....下, 149
 軍使の射殺....上, 670
 兵役義務者の歸國....下, 451
 佛國兵の瑞西賓入....下, 720,
 723
 俘虜の留置....下, 721
 間諜....上, 654, 661
 國際法上の新問題....下, 28-9
 Metz 及 Sedan の降伏....下,
 687, 725
 連坐罰....上, 823
 占領....上, 695, 720, 725, 727
 私有財產(海上)....下, 218, 536
 (陸上)....上, 781
 と日本の中立....上, 83
 徵發....上, 767
 中立領土....下, 691, 707
 不可抗力....下, 230-2, 827
 福島安正....下, 917
 福地源一郎....上, 77, 88
 Hurst, Sir C.J.B.,上, 236

俘虜
 米獨俘虜協約(1918)....上, 403,
 484
 被拿捕船の....下, 527
 交換....上, 458以下
 救恤協會....上, 448-9
 連坐的制裁....上, 441, 447, 483
 待遇條約 (1929)....上, 348, 407,
 410, 418, 427, 432, 433, 437, 440,
 447, 455以下, 493以下; 下, 964
 取扱....上, 418以下
 郵便信書....上, 449以下
 情報局....上, 488以下, 751
 不戰條約....上, 106, 118, 126, 141,
 185, 204; 下, 649, 663
 伏見丸....下, 276
 藤田隆三郎....上, 91
 富士山艦....上, 80
 Hyde, C.C.,下, 843

 威壓(條約締結の際の)....下, 960
Ikhona, The,下, 536
 今澤工兵大佐....上, 576
Imina The,下, 362
Immanuel, The,下, 310
India, The,下, 897
Indian Prince, The, ...下, 570, 573
Indiana, The,上, 293
Indianic, The,上, 404, 569
Industrie, The,下, 88
Ingraben, The,下, 236
 委任統治地(受任統治地を見よ)
Innocent II....上, 546
Inquart, S.,上, 712

Jabre-el-Kavater, The, ...下, 159,
 532
 Jackson, R.H.,下, 792
 Jacomet, R.,上, 429, 457, 772
 Jannasch, L.,上, 425

- Janson v. D.C.M.*, 上, 243
Jean, The, 下, 862
Jemtel, Y. Le, 下, 431
Jenning, R.Y., 上, 125
Jessup, P.C., 下, 411, 483, 619, 692, 831, 859
Jiul, The, 下, 563
Johnson, Hiram, 下, 671
Johnston, J.C., 上, 688
Jomini, Bn H., 上, 68; 下, 774
Jonge Margaretha, The, 下, 334
Jus disponendi, 上, 305; 下, 534
— *postliminii*, 上, 726, 784; 下, 965

火液, 上, 572
海軍陸戰隊, 上, 382
海軍力砲撃條約, 上, 610, 623, 767, 872, 881以下, 901; 下, 52以下, 59以下, 92
海門號 (The Haimun), 下, 86-7
Kaipara, The, 下, 570, 573
海賊捕獲権制限條約, 上, 414; 下, 251以下, 441, 521-2
海戦中立権利義務條約, 上, 92; 下, 412, 521, 539, 646, 679, 684, 686, 700, 755以下, 883
開戦時敵商船取扱條約, 上, 254; 下, 221以下, 244
英國の本條約脱退, 下, 250
開戦に關する條約, 上, 102-3, 130, 197, 203以下, 219, 221
Kaisserie, The, 下, 136
- 海底電線, 下, 72以下
海賊, 下, 16, 17, 93, 114, 115, 135, 202, 748, 764
海上捕獲, 下, 577
海上捕獲事件調査會(帝國), 下, 10
海上の意義, 下, 226, 266
海上中立條約 (Habana を見よ)
Kankakee, The, 上, 285
韓國併合, 下, 970, 973
感染主義(禁制品の), 下, 376以下
間諜, 上, 341, 398, 400, 654以下
家屋税仲裁裁判事件, 上, 60, 175
Karimata, The, 下, 368
Katwyk, The, 下, 368
Kearsage, The, 下, 815
Keeley, J.K., 上, 235
輕氣球宣言(1899), 上, 348, 828
— 以下, 879
經濟職省(英國), 下, 493
繼續航海主義, 下, 344, 377, 394
— 以下
Kellogg, F.B., 上, 185以下
Kellogg-Briand 條約(不戰條約を見よ)
Kent, Chanc., 上, 322-3
Kent, The, 下, 499, 757
Kephallonia, The, 下, 381
Kie! 蘇河, 下, 643
Kiew, The, 下, 331
基本權(國家の), 上, 101, 119
奇計, 上, 269, 578, 624以下, 859; 下, 94-6
Kim, The, 上, 371; 下, 330, 403, 585

- 緊急避難**, 上, 123
木下周一, 上, 79
機雷敷設條約, 下, 31以下, 92, 173以下
Kirkoswald, The, 下, 553
Kitchener 將軍, 上, 546, 554, 569, 820
Kleen, R.
— **非中立的役務**, 下, 436-7
— **非常收用**, 上, 794, 800
— **戰時禁制品**, 下, 367
— **中立法規案**, 下, 322
— **中立領土及領水**, 下, 803
— **中立船破壊**, 下, 534
— **中立船籍入檣**, 上, 794
— **中立人の義務**, 下, 711, 741
Klüber, J.L., 上, 16, 47; 下, 692
Knight, W.S.M., 上, 11
Knight Commander, The, 下, 536
Knox, P.C., 下, 969
Kohler, Prof. J., 上, 336
國旗の偽用, 上, 578; 下, 95, 477
黒海の中立化, 下, 641
國際電氣通信條約, 下, 700
國際道德, 上, 96, 171, 196, 662
國際捕獲審檢所案, 上, 36以下; 下, 171, 204, 322, 598, 755, 784
國際法の學派, 上, 74
— — の成典化, 上, 30, 40以下, 49, 361; 下, 855
國際法成典會議, 下, 752, 802
國際紛爭平和的處理條約, 上, 34, 141, 171以下

國際航空條約, 上, 840-3, 851-4, 862
國際無線電信條約, 下, 697-9
國際禮讓, 下, 505, 812, 816, 818
國際聯盟
— **軍縮委員會**, 上, 598
— **司法的解決**, 上, 181
— **中立との關係**, 下, 629
國際聯盟規約
— 10條, 上, 115
— 11條, 上, 180; 下, 630
— 12條, 上, 126, 180
— 13條, 上, 180以下
— 15條, 上, 180以下
— 16條, 上, 187; 下, 630以下
— 17條, 上, 185; 下, 633
國際赤十字委員會, 上, 404, 406, 491
國際司法裁判所, 上, 176; 下, 632, 651
國際審查委員會, 上, 172, 174
國際運河, 下, 642以下
國際輿論, 上, 110, 119
小村壽太郎, 下, 766
Köningen, The, 下, 224
Königin Emma, The, 下, 466
Königen Luise, The, 下, 43
Königen Regentes, The, 下, 267

黃浦江, 下, 263
攻擊の語, 上, 609
降伏及降伏規約, 上, 682, 685以下
攻囲と封鎖の異同, 上, 607; 下, 145
荒漠, 上, 638

港内の意義……下, 226
 廣南號(Qを見よ)
 交戰團體……上, 27, 81-2, 100, 127,
 364
 交戰法則……上, 131, 343, 634
 交戰權……上, 126, 129, 130, 171,
 193, 220-1; 下, 622
 交戰者 …上363以下; 下, 131, 137,
 204, 207, 277
 交戰者權 …上, 101, 212, 223, 646;
 下, 14, 21, 188, 283, 294, 319, 412,
 456, 463, 465, 467, 494, 503, 512-
 3, 551-2, 652, 655, 674, 815, 957
 交戰狀態成立通告……上, 136, 200
 孔子……上, 5
 高陞號事件……上, 56; 下, 142, 445
 膜州灣……下, 185
 講和談判及條約……下, 943以下
Korietz, The, ……下, 142, 878
 九龍號……(The *Kow-loon*)……
 下, 937
Kosmos 汽船會社……上, 803; 下,
 879
Kriege, Dr., ……下, 265, 712
Kriegsgebiet (戰域を見よ)
Kriegsraison……上, 48, 355, 634,
 733
Kronprinz Wilhelm, The, ……
 下, 29, 877
Kronprinzessin Cecile, The, ……
 上, 307; 下, 225, 244
Kronprinzessin Victoria, The,
 …下, 330
 九國條約……下, 634

栗塙省吾……上, 89
 空戰法規會議(1923)……上, 844以
 下; 下, 172
 空戰法規案(1923)
 爆擊……上, 868以下
 外部標識……上, 855以下; 下, 96
 軍艦搭載航空機……下, 885
 間諜……上, 662
 航空機の定義及種類……上, 851
 以下
 交戰者及俘虜 …上, 376, 401,
 416; 下, 690
 臨檢搜索及拿捕 …下, 418
 敵機及中立機の處置 …上, 416,
 758
 徵發……上, 878
 中立國との權利義務 …下, 880
 以下
 塞導 ……上, 582以下, 732以下
 共同海損 ……下, 503, 563
 強力抵抗の意義 …下, 495-8
 強襲の意義 ……上, 620
 居中調停 ……上, 173以下
 休戰規約
 米西戰役 ……下, 913, 929
 普佛戰役 ……下, 922, 931, 936
 日清戰役 …下, 908, 916, 936, 945
 日露戰役 …下, 915, 917, 930, 936
 第一次大戰 ……上, 680; 下, 920,
 922-3, 933, 937
 第二次大戰 ……上, 715; 下, 912
 上海事變 ……下, 909
 蘇聯・芬蘭間 ……下, 915
 泰・佛印間 ……下, 915

Kyzicos, The, ……上, 306; 下, 381
Lainé, Prof., ……下, 75
Langsdorff 大佐 ……下, 846
Lansdowne ……下, 349
Lansing, R.
 非中立の任務 ……下, 454
 國旗移轉 ……上, 294
 ルシタニア事件 ……下, 103, 668
 中立 ……上, 294; 下, 618, 668, 744
 郵便信書 ……下, 274
Latifi, A.
 海軍力陸上砲擊 ……下, 56
 占領 ……上, 700, 724
 私有財產(陸上) ……上, 319以下,
 753
 ——(海上) ……下, 263
 取立金目的の砲擊 ……下, 56
Lawrence, T. J.
 暗殺 ……上, 558
 便衣隊 ……上, 636
 軍使 ……上, 672, 677
 被拿捕船奪回 ……下, 520
 非常收用 ……上, 792, 800
 俘虜 ……上, 419
 封鎖 ……下, 166, 195
 機雷公海敷設 ……下, 38, 41
 嚮導 ……上, 734
 休戰 ……下, 927
 日露戰役 ……上, 53
 の履歷 ……上, 58
 連坐罰 ……上, 825
 作戰基地 ……下, 775
 戰因 ……上, 110

Liverpool, The, 下, 430
Locarno 協定 上, 189
Lodge, H.C., 上, 294
 倫敦爆擊(1940) 上, 904
倫敦海軍議定書(1936) 下, 125
倫敦海軍條約(1930) 下, 4, 92,
 110以下, 118以下, 180, 463, 550
倫敦海戰法規會議 上, 36-9, 279,
 295; 下, 144, 171, 323, 378, 382,
 385, 399, 504, 539, 612
倫敦宣言
 前文及總則 上, 39; 下, 2, 3
 1條 下, 146
 2-3條 下, 165, 171, 299
 4-5條 上, 159; 下, 182
 8-9條 上, 160; 下, 299
 10-11條 下, 155-6
 12-13條 下, 181
 14-16條 下, 152, 177, 158,
 160, 161, 299
 17條 下, 304
 18-19條 下, 148, 150, 313, 315
 20-21條 下, 177, 304, 308
 22-23條 下, 321, 323-4
 24條 下, 324-5
 25條 下, 324
 27-28條 下, 324, 347, 350
 29條 上, 802; 下, 326
 30條 下, 323, 327, 332-3, 399
 31-32條 下, 330, 336, 343
 33-34條 下, 338, 343
 35-36條 下, 336, 400, 407
 37條 下, 361, 468
 38-39條 下, 364-5

40條 下, 377, 386
 41-44條 下, 367, 372, 379, 388,
 546
 45-46條 上, 268; 下, 86, 431,
 433, 438, 440, 442-4, 700
 47條 下, 141, 440, 449, 450, 526
 48-49條 下, 390, 432, 530, 540,
 549, 565
 50條 下, 200, 541-2
 51-53條 下, 392, 544, 566, 571
 54條 下, 391, 545
 55-56條 上, 283以下
 57條 上, 266, 273, 277
 58條 上, 237, 295
 59-60條 上, 298, 303
 61-62條 下, 505-7
 63條 上, 268; 下, 473, 499, 502
 64條 下, 375, 555
 66條 下, 2
倫敦宣言の死文化 下, 314
Lord Alvaerstone, The, 下,
 897
Lorimer, J., 上, 74
Louis 十四世 下, 209
Louisiana, The, 下, 344, 354
Louvain の破壊(1914) 上, 924
Lowell, A.L., 上, 695
Lucchesi-Palli, 下, 147
Luna, The, 下, 559
Lushington, Dr., 下, 150
Lusitania, The, 上, 269; 下,
 97, 100以下, 116, 287, 668
Lützow, The, 下, 236, 612
Luxemburg, 下, 637, 640-1

Lyon, Sir E., 下, 813
Macdonald, R., 上, 116
Macdonell, Sir J., 下, 106
Macdonogh, Sir G., 上, 807
Mackenzie, W.L., 下, 762
Macpherson 軍醫大佐 上, 511
Madonna del B., The, ... 下, 555
Magellan 海峽及中立化 ... 下, 504,
 642
Magna Carta 上, 139, 321
Mahrousseh, The, 下, 532
Malacca, The, 下, 333
Manchuria, The, 下, 233
Mandjur, The, 下, 831, 893
Manning, W.T., 下, 662, 693
Manningtry, The, 上, 302
Manouba, The, 下, 448, 471
Marcy, W.L., 下, 213
Margaret, The, 下, 362
Margueritte, The, ... 下, 220, 226
Maria, The, (1799) 上, 45;
 下, 600
Maria, The (1914), 下, 341
Maria Leonhardt, The, ... 下, 243
Marié Glaeser, The, 下, 238,
 552
Marienbad, The, 下, 553
Marquis Bacquehem, The,
 上, 254
Marschall, Bn, 下, 39
Marsden, R.G., 下, 587
Marshall, C.J., 上, 65, 251; 下,
 501

Martens, Bn K. v., 上, 47, 88
Martens, G.F., 上, 46
Martens, Prof. F., 上, 31, 34,
 194, 353, 390, 628, 670, 824; 下,
 39, 58, 535
Martha-Bockham, The, 上,
 296; 下, 246
Martin (丁達良) 上, 77
Martini, P.A., 下, 419
Masson, Prof., 上, 587
 松浦龍文相 上, 113
 馬屋原彰 上, 79
Medea, The, 下, 335
Mediation (居中調停を見よ)
Michigan, The, 上, 260
Milan 令 下, 164, 293
Miles, Rev., 上, 41
Military area (戦域を見よ)
Mill, J.S., 上, 24
Mineral, The, 下, 574
Minna, The, 下, 226
 民兵 上, 379以下
 民衆軍 上, 31, 388以下
Miramichi, The, ... 上, 305; 下, 219
 算作譜祥 上, 79
Mjölnar, The, 下, 345
Modig, The, 下, 335
Molen, v. d., 上, 194; 下, 748
Molotov, M., 上, 219
Moltke 元帥 上, 544; 下, 687
Monocacy, The, 下, 835
Monroe 主義 上, 178, 188-9;
 下, 166, 653
Montara, The, 下, 959, 963

- Montenegro.....上, 156, 161, 834;
下, 185, 238
- Montmorency, J.E.G.,.....上, 839
- Montreux 條約(1936).....下, 884
- Moore, J.B.
害敵手段.....上, 567
封鎖.....上, 167; 下, 166, 184
俘虜.....上, 415
戦の分類.....上, 138
空戦.....上, 851 以下, 908 以下;
下, 894
臨検搜索.....下, 482
占領.....上, 747
戦場所在財産.....上, 644
私有財産.....上, 751
自然的戦闘.....下, 967
中立人の義務.....下, 711, 743
條約の效力.....下, 953
孟子.....上, 6, 111
- Moravia*, The,.....上, 308; 下, 554
- Moses の法典.....上, 5
本野一郎.....上, 60, 90, 92
- Möwe*, The,.....下, 227, 794
- Mukden*, The,.....下, 768
- Mukhbir-i-Sürur*, The,.....下, 258
- Mustard gas.....上, 589 以下
- Myrza Blamberg*, The,.....下, 554
- 中村進午.....上, 91
- 南阿戰役
便衣隊.....上, 636
俘虜.....上, 566
荒墳.....上, 638-9
交戦者.....上, 393
- 占領.....上, 696, 703
- 南北戰役
爆發性發射物の創用.....上, 548
米艦の英國旗偽用.....上, 269
毒物使用.....上, 554
被拿捕船の處置.....下, 536
非中立的任務.....下, 436, 450
俘虜.....上, 401
封鎖.....下, 149, 154, 312
機雷.....下, 31
降伏規約及講和條約.....上, 688
港の閉鎖.....下, 30, 173, 821
の原因.....上, 27
戦時禁制品.....下, 337
私艦.....下, 19
敵財産没収.....上, 318, 321, 750
中立人の軍需品供給 ...下, 710,
773
遊撃戦術.....上, 388
- Nancy*, The,.....下, 435
- ナボレオン一世及同戰役上,
7, 45, 314, 320, 557, 650, 670, 772,
784, 794, 823, 828; 下, 18, 163,
214, 286, 312-3, 350, 370, 502,
536, 602, 628
- ナボレオン三世.....上, 309, 358, 413,
498, 720; 下, 591, 630, 761, 961
- 橋崎敏雄氏.....下, 61
- Narrovian*, The,.....下, 350
- Nashville*, The,.....下, 829
- Nathan, M.,.....下, 602
- Navicert system ...下, 191, 421,
423, 429, 492
- Nebogatoff 提督.....上, 689

- Nelson.....上, 45; 下, 170
- Nereide*, The,.....下, 501
- Netherlands
海外トラスト.....下, 190, 427
中立規則(第一次大戦)....下, 659
- Newfoundland の租借.....下, 791
- New Sweden*, The,.....下, 562
- Niagara*, The,.....下, 183
- Nibbio*, The,.....下, 258
- Nicaragua.....下, 52
- Niemeyer, Dr.,.....下, 805
- Nieuw Amsterdam*, The,.....下,
404, 456
- Niger 河の中立化.....下, 642
- Nightingale 娘.....下, 497
- 日本(帝國を見よ)
Nippold, O.,.....上, 869
- 西周助.....上, 96
- 日清戰役
第二軍微發心得.....上, 760
俘虜宣誓解放.....上, 472
威海衛降伏.....上, 472
交戦状態成立日.....上, 200
鹵獲品取扱手續.....下, 201
宣戰.....上, 197
帝國の國際法遵守.....上, 86
敵人取扱.....上, 311
- 日獨戰役(1914)
獨墺人俘虜.....上, 424, 446
獨船拿捕免除勅令...下, 235, 246
軍艦高千穂遭難.....下, 767
非交戦者及その避難.....上, 681
膠州灣封鎖.....下, 185
最後通牒.....上, 208
- 青島開城規約.....上, 689
- 日英同盟.....上, 115
- 日露戰役
便衣隊.....上, 397
外國新聞通信員俘虜.....上, 411
軍律.....上, 820
軍使.....上, 673
捕獲審檢.....下, 595
俘虜交換問題.....上, 478
—處罰法.....上, 477
—取扱.....上, 424, 428, 444以
下, 503
- 機雷の公海敷設.....下, 37
交戦状態成立日.....上, 301, 200
無線電信.....下, 85, 697
日進春日の譲受.....下, 791
露軍のダムダム使用.....上, 570
—指揮官の違法命令...上, 626
露兵俘虜數.....上, 424
—の乞降方法.....上, 562
露艦隊の佛領港灣利用下,
775, 836
- 露商船拿捕免除勅令.....下, 246
- 露探.....上, 662
- 旅順開城.....上, 142, 473, 519, 689
—口閉塞.....下, 30, 174
- 遼東半島封鎖.....下, 154
- 赤十字表示建物の砲撃...上, 350
- 戰利品規則.....下, 201
- 宣戰.....上, 197
- 戰時禁制品.....下, 350-1
- 帝國の國際法遵守.....上, 86
- 敵人取扱.....上, 311
- 中立人の軍需品供給....下, 710

日露戦役(續)
横川及沖兩志士 上, 398, 400, 657
乃木希典 上, 673, 690
“Non-Belligerent”(非交戦國を見よ)
Noordam, The, 下, 267, 405, 428
Noord-Brabant, The, 下, 877
Noordster, The, 下, 257
North Sea 事件 上, 174
Novik, The, 下, 873
Nye-Clark 案 下, 666
Nys, E., 上, 64

Oceania, The, 下, 130
Odessa, The, 下, 552, 579, 612
Oldhamia, The, 下, 536
Omdurman の役 上, 569
大隈重信 上, 78
汪兆銘 上, 159
大山巖 上, 760
Ophelia, The, 下, 137
Oppenheim, L. F. L.
米國の中立法則 下, 650
英國陸戰法規 上, 358
害敵手段 上, 563-5
護照 上, 747
軍律 上, 826
軍事的の動作と準備 上, 583, 738
Hall の國際法論批評 上, 52
平時封鎖 上, 162
人質 上, 743以下

非中立的任務 下, 434, 438, 467
非常收用 上, 793, 801
捕獲審檢 下, 578, 584, 601, 963
砲撃 上, 621; 下, 55
報復 上, 152
俘虜 上, 377, 485, 565
封鎖 下, 166
海底電線 下, 80
海上捕獲 下, 260
間諜 上, 166
奇計 上, 627
國家の基本權 上, 101
國旗移轉 上, 278
國際法の分派 上, 77
——の淵源 上, 3
降伏 上, 684
交戦國航空機乗員救助 下, 896-8
交戦状態成立 上, 133
港前機雷敷設 下, 63
空戰 上, 878, 925, 932
休戰 下, 921, 927, 938, 941
の國際法論に對する批評 上, 57
の履歴 上, 56-7
臨檢搜索 下, 467, 488, 495-6, 499
掠奪 上, 651
先買權 下, 373
戰利品 上, 651, 754
戰律犯 上, 813
占領 上, 697, 700, 701, 711, 732, 738, 740, 747
宣戰 上, 133, 192

Oppenheim(續)
戰時禁制品 下, 346
私有財產 上, 632, 757
自然法 上, 77
傷病者救護 上, 498, 516
償贖金 下, 519
敵兵降伏の意思表示 上, 563
敵國元首 上, 377
敵人訴訟能力 上, 332以下
取立金目的の砲撃 下, 55
徵發課役及取立金 上, 766, 772; 上, 55
中立領土 下, 687, 693, 695
——の竄入兵留置 下, 716, 861
中立領水 下, 761, 769, 789, 802, 810, 820, 872
中立人の權利義務 下, 740-3, 746
在留敵人取扱 上, 314
條約の效力 下, 953
Oriental, The, 上, 224
Orion, The, 上, 292
Orita, The, 下, 268
Ortolan, The, 上, 694; 下, 379, 384
Oscar, The, 下, 272, 368, 381, 560, 574
Ottilia, The, 下, 225
Ottley 大佐 下, 174

Pacta transitoria 上, 230
Paklat, The, 下, 261
Palm Branch, The, 上, 307
Palmer, Sir R., 下, 772
Palmerston 上, 151, 587
Panaghia Rhomba, The, 下, 308
Panama
の獨立宣言(1939) 下, 510
の國籍の船を抑留 上, 121
運河 上, 198, 851; 下, 14, 642, 4, 836, 859
汎米會議
安全水帶 下, 653
毒瓦斯 上, 957
中立權利義務 上, 724
條約の效力 上, 235
Papelera, The, 下, 574
Paquete Habana, The, 下, 605
Parchim, The, 下, 552
巴里爆擊(1940) 上, 903
——講和會議(1919) 下, 948
——宣言(1856) 上, 26; 下, 1, 19, 25, 92, 164, 212, 616
——と封鎖 下, 303
——と私艦廢止 下, 18, 25, 202
——と敵貨保護 上, 277, 295, 200-1, 219, 298, 380, 500, 503, 570
——と中立貨保護 下, 200-1, 286, 298, 379, 380, 569, 571, 574
巴里條約(1856) 上, 173
Parker(米判事) 下, 20
Parker, Lord, 上, 794, 796; 下, 329, 345, 354, 601, 604

Parkes Sir, H., 上, 78, 82
 Parlementaire, 上, 669
Pass of Balmaha, The, 上, 291
 Passport (護照を見よ)
Patrie, La, 上, 830
 Patrol system (哨戒制を見よ)
Paxo 島の中立化, 下, 642
 北京英佛軍侵入(1860), 上, 648
Pellworm, The, 下, 515, 565,
 760, 770, 784
 Peninsular War, 上, 773
 Perels, F., 上, 801; 下, 535, 959
Perkero, The, 下, 238
 Petain, H., 下, 912
Peterhoff, The, 下, 318, 605
Petersburg, The, 下, 13
Petrolite, The, 上, 803
 Phillimore, G.G., 上, 50
 Phillimore, J., 上, 49
 Phillimore, Sir R., 上, 49; 下,
 293
 非常收用, 上, 801
 報復, 下, 293
 私有財産, 上, 319, 322
 中立人の義務, 下, 711, 740
 條約の效力, 下, 952
 Phillipson, C.
 害敵手段, 上, 573
 人質, 上, 742以下
 捕獲審檢, 下, 584
 俘虜, 上, 426
 罷導, 上, 734
 占領, 上, 742
 自然法, 上, 17

Phoenix, The, 上, 302
 Piepenbrink 事件, 下, 452
 Pilcher 將軍, 上, 49
 Pillet, A., 上, 63, 410, 412, 457,
 471, 737, 816
 Pitt, W., 上, 45
 Pittman 中立法決議案, 下, 670
 Poland
 獨軍占領地(第二次大戰)
 上, 712
 の Vilna 占領(1922), 上, 139
 事實的滅亡, 下, 972
 Politis, N., 下, 621, 625
Polzeath, The, 上, 258
Pomona, The, 下, 345
Pontoporos, The, 下, 434
 Poortugael 將軍, 上, 30, 354
Porter v. Freudenberg 上,
 244, 337
Portland, The, 上, 302
Porto, The, 下, 239, 245
 Portsmouth 講和會議及條約....
 上, 461; 下, 915, 917, 945
Pradier-Fodéré, 上, 488; 下, 933
Primavera, The, 下, 224
Primula, The, 下, 227
Princesse Marie, The, 下, 536
Prins Hendrick, The, 下, 267
Prinz Adalbert, The, 下, 255,
 244
Prinz Eitel Friedrich, The,
 下, 29, 877
Prosper, The, 下, 242, 770
Proton, The, 下, 444

Pruyn, R.H., 上, 79
Pufendorf, S. v., 上, 16-8, 750
 Pyke, H.R., 下, 602
 Pyrenees 條約(1659), 上, 309;
 下, 209, 474
Quang-nam, The, (廣南號)....
 下, 445
Ramazan, The, 下, 897
Ranpura, The, 下, 470
 Ransom, 上, 468; 下, 68, 519
Rannweig, The, 下, 384, 938,
 963
Rapid, The, 下, 442
 Reading, Lord, 上, 244
Rebecca, The, 下, 445
Rebus sic stantibus, 上, 213, 220
Recovery, The, 下, 600
 Rehm, Prof., 下, 102
Remonstrant, The, 下, 556
 Renault, L.
 米國陸戰訓令評, 上, 352
 拿捕物件の中立港引致, 上,
 860, 870
 海底電線保護, 下, 73, 75
 の履歴, 上, 59
 赤十字條約, 上, 515; 下, 140
 連帶條項, 上, 402, 416, 495, 536,
 571, 597, 606, 832, 854; 下, 238,
 270, 648, 794
 連坐罰, 上, 297, 441, 447, 483,
 716, 776, 823以下
 Reprisals (報復を見よ)

Reserv, The, 下, 805
Reshitelni (又は *Ryeshitelnii*),
 The, 下, 766
 Respondentia bond, 下, 551
 Rhein の砲擊, 上, 924
Rhein, The, 上, 85
 Ribbentrop, Herr, 上, 215, 218
 Richards, Sir H.E., 下, 106
 Rienow, R., 上, 271
Rijn, The, 下, 373
Rijndam, The, 下, 266
 陸戰法規慣例條約
 前文, 上, 350, 390, 577, 640,
 846
 違反行爲の損害賠償, 上, 356,
 652; 下, 965
 連帶條項, 上, 402, 495
 陸戰規則の發令, 下, 690
 陸戰法規慣例規則
 害敵手段, 上, 382, 545, 551以
 下, 580, 585, 590, 623, 630
 軍使, 上, 668以下
 俘虜, 上, 410, 418, 431, 439,
 443, 445以下, 755, 964
 海底電線, 下, 76, 83
 間諜, 上, 655以下
 降伏規約, 上, 682, 687
 攻囲及砲撃, 上, 331, 606以下,
 619, 831以下, 880, 917, 921,
 926; 下, 61, 71
 交戰者, 上, 364, 379, 391; 下, 690
 休戰, 上, 682; 下, 916, 921, 924,
 926, 934, 940
 掠奪, 上, 649,

- 陸戰法規慣例規則(續)
占領.....上, 693, 705, 722, 728,
 730以下, 746, 755, 761, 775,
 778以下, 811以下
私有財產押收.....下, 76
 傷病者.....上, 500
陸戰中立權利義務條約.....下, 85,
 638, 646, 667, 683, 689以下, 699
 以下, 742以下, 894
Ringendo Jacob, The,下, 383
Risley, J. S.,上, 617
Rivier, A.,上, 319, 345, 801;
 下, 535, 694, 959
Roberts 元帥.....上, 638
Robin Moor, The,下, 547
鹹獲の意義.....上, 651, 754; 下, 199
Rolin-Jaequemyns, E.,上, 41, 53
Rolla, The,下, 150
Romberg, E.,上, 448
Roosevelt, F.D.,下, 669, 792,
 842, 945
Roosevelt, Theo.,下, 842
老子.....上, 6
Root, E.,上, 294; 下, 643
Rosita, The,上, 272; 下, 439
Rosse, Capt.,下, 7
Rothersand, The,上, 256, 285
露土戰役.....上, 32, 357, 384, 488,
 529, 670; 下, 51, 821, 928
Rousseau.....上, 14, 293, 318, 369
Roxburgh, R.F.,上, 57, 317;
 下, 939
Royse, M.W.,上, 876
Rules of War of 1756.....上, 24;
- 下, 310-1, 394
Russell, Sir C.,下, 439 -
露西亞(蘇露國をも見よ)
 義勇艦隊.....下, 13, 23
 捕獲審檢制.....下, 582, 609
 海戰及捕獲法規....下, 220, 535,
 769
 陸戰法規.....上, 352
 領水.....下, 751
 戰時禁制品目.....下, 350
 在留邦人取扱(日露戰役).....
 上, 312
Rutherford, T.,上, 18
領水.....上, 84; 下, 94, 747以下
——彈着距離說.....上, 19; 下, 749
 以下
Sacramento, The,下, 862
佐渡丸(日露戰役).....下, 541
Safe-conduct } (護照を見よ)
Safe-guard }
西貢丸.....下, 276
最後通牒.....上, 103, 204
最惠國條款.....下, 973
St. Croix, The,下, 311
St. Germain 條約.....上, 705, 969
St. Kilda, The,下, 536
聖彼得堡宣言.....上, 30, 347, 544,
 548, 576, 589; 下, 92
St. Tudno, The,上, 259
坂本俊篤.....上, 92-3; 下, 10
作戰行動及基地の意義.....上, 581
 以下; 下, 771以下
Salerno, The,下, 224

- Salvage(救難を見よ)
三國同盟(1879).....下, 624
Sangketersburg, The,下, 13
San José, The,下, 334
San Nicolo, The,下, 159
San Stefano 條約.....下, 928, 949
Santa Catharina, The,下, 561
Santa Isabella, The,下, 581
Santissima Trinidad, The,
 下, 711, 769
山陽丸.....下, 297
三十年戰役.....上, 7, 9, 12; 下, 209
Satow, Sir E.,上, 47
Saturnia, The,下, 456
Savage, C.,下, 189, 274
Savigny, F.K. v.,上, 47
Saxon Prince, The,下, 557
Scarborough の砲擊.....下, 62
Schlesien, The,下, 569
Schmidt, Dr.,上, 215
Scotsman, The,下, 384
Scott, William (Stowell を見よ)
Seeadler, The,下, 580
西平號(*The Hsi-ping*).....下, 378
聖戰.....上, 112
正當防衛.....上, 123-4, 513
赤十字條約(陸戰).....上, 27, 30, 498
 以下, 624, 692; 下, 132-4, 143, 725
 日英兩國の留保.....上, 539
赤十字條約(海戰).....上, 499; 下,
 127以下, 443, 448, 700, 834, 877,
 883, 895
Selimié, The,上, 272
先買權.....上, 793; 下, 300以下
戰域.....下, 43以下, 279
占據.....上, 692
船舶書類.....上, 270; 下, 336以下,
 362, 375, 382, 399, 440, 483以下,
 504, 543, 558
戰律犯上, 391, 394, 400, 416,
 426, 516, 579, 663, 964; 下, 43,
 108, 202
宣誓.....上, 469以下, 410以下
宣戰.....上, 192以下
戰車.....下, 637
戰爭(『いくさ』を見よ)
戰時禁制品取締根據地 ...下, 429,
 491
 ——補給地の意義...下, 340
 ——賣込の當否.....下, 409
戰時無線通信取締規則案下,
 87以下, 700以下
戰陣道德.....上, 10, 543, 545, 557,
 360, 925
戰場の意義.....上, 340; 下, 39
Seward, W.H.,下, 436
Seyhoun, The,上, 272
上海事變(昭和七年).....上, 575
——便衣隊.....上, 398, 636
——停戰協定.....下, 909, 915
Shenandoah, The,下, 773
Sherman 將軍.....上, 688; 下, 450
Shishan, The,下, 365, 374
Short 飛行中尉.....下, 734
Shotwell, J.T.,上, 187; 下, 662
Sibilla, The,下, 350
Sicily 燐嶺事件.....上, 147
Sieveking, Dr.,上, 335

- Sigmaniner*, The, 下, 247
Sigurd, The, 下, 559
 司法的解決 上, 181
 私艦 上, 145, 414; 下, 16以下; 213, 466, 477, 483, 529
Silesia 借款事件 (1752) 上, 324; 下, 211, 279
 島村速雄 上, 62; 下, 918
Simla, The, 下, 272, 318
 Simon, Sir J., 上, 244, 337
 下ノ關條約 下, 908, 916, 945
 支那事變
 米國中立法 下, 669, 670
 便衣隊 上, 399, 636
 廣東爆擊 上, 914
 第三國人交戰參加 下, 734-5
 第三國人占領地復歸許否 上, 747
 ダムダム弾 上, 575
 毒瓦斯及毒物使用 下, 555以下, 605
 本事變の性質 上, 129, 137
 封鎖 上, 157以下
 海軍の都市砲撃 下, 64
 國民政府不對手の聲明 上, 158
 航空諸會社 下, 900
 港前機雷敷設 下, 64
 占領 上, 697, 707, 918
 戰時捕獲獎勵辦法 上, 480
 遊擊隊 上, 387
 徐州大會戰 上, 508
 清佛事件(1883) 上, 108; 下, 349
 侵略及侵略國 上, 114以下; 下, 413, 415, 635-6

- Sir Wm. Peel*, The, 下, 782
 七年戰役 下, 310
 私有財產 上, 523, 640, 649, 651, 749以下, 771
 自然法 上, 14, 16, 74, 77-8
Skinner, R.P., 下, 190, 196, 422
Smith, F.E. (Birkendheadを見よ)
Smith, J.H., 上, 566
Smolenski, The, 下, 13
Soci. Franco-S. des C. de L. 上, 260
 租界 上, 148
Solferino の激戦 上, 27, 497
 Solidarity clause (連帶條項を見よ)
Solveig, The, 上, 270, 293
 孫子 上, 647; 下, 99
Sörfarer, The, 下, 373, 563
 蘇聯國
 毒瓦斯問題 上, 603-4
 俘虜の勞務 上, 458
 間諜(刑法規定) 上, 658
 領水範圍 下, 748, 751
 敵人への叛亂鼓吹 上, 585
Souhl, The, 下, 938
Southfield, The, 上, 305
Spaight, J.M.
 防守地内の常人 上, 617
 毒瓦斯及毒物使用 上, 554, 556, 588
 害敵手段 上, 560, 570, 583-6
 護照 上, 748
 軍使 上, 671
 軍事的必要 上, 634

- Spaight* (續)
 人質 上, 741以下
 砲撃 上, 617; 下, 69
 俘虜 上, 411, 437, 441, 473, 475, 486; 下, 716, 722
 封鎖 下, 306
 奇計 上, 627-9
 交戰國航空機の抑留 下, 889, 893, 897
 空戰 上, 835, 865以下, 872, 878, 889以下, 913, 925
 教導 上, 732-4
 休戰 下, 910, 919, 927, 934
 押收鐵道の收益 上, 758
 連坐罰 上, 824
 掠奪 上, 648
 戰利品 上, 652
 占領及占領地 上, 695, 748; 下, 935
 宣戰 上, 196
 戰場所在中立人 上, 641
 傷病者救護 上, 511
 敵兵の制服着用 上, 578
 敵國民叛亂鼓吹 上, 586
 徵發及取立金 上, 766; 下, 69
 Spain
 内亂戰(1936-9) 上, 399, 604, 663; 下, 665
 中立規則(1914) 下, 658
 條約賠償委員會 上, 127
Spee, Der *Graf*, 下, 654, 806, 844以下
Sperregebiet 下, 186
Spiegel, H.W., 上, 146
 Spindler, A., 下, 104-5
 Spinoza, B., 上, 14
Springbok, The, 下, 312, 315, 397
Spuma, The, 上, 274
 Stanberg, H., 上, 644
 Stenger 少將 上, 425
 Sterndale, Lord, 下, 784
 Stessel 將軍 上, 470, 685, 690
Stig tæd, The, 下, 282, 588
 Stimson, H.L., 下, 117, 662
 Stockholm 空戰法規案 上, 349, 847, 884
 Stockton, R.F., 下, 6
 Stone, W.J., 下, 346
Stonewall, The, 上, 79-83
Storesand, The, 下, 568
 Story, J., 上, 65; 下, 501, 711, 770
 Stowell, E.C., 上, 669
 Stowell, Lord, 上, 25, 44-6, 102, 305; 下, 253, 293, 310, 334, 362, 383, 434, 445, 501, 517, 533, 555, 585, 600, 602, 612, 759, 783
 Strupp, Dr. K., 上, 516
Struve, The, M., 下, 937
 Success, The, 下, 150
Südmark, The, 下, 516, 562, 863
 Suez運河 下, 241, 642-4, 836, 859
 條約 下, 859
 杉村陽太郎 上, 881
 Sumner, Lord, 下, 243, 562
 瑞典の戰時取引法(1916) 下, 329
 瑞西の中立化 下, 631, 641, 661
Swiss N. Co. v. Miller, 上, 262
Sydland, The, 下, 404

Sydney, The, 下, 735
Sylviana, The, 下, 383
 哨戒制 (U.S.A. を見よ)
 商船軍艦變更條約 下, 24以下
 商船の武装 下, 100 以下, 122, 496-7
 商船の意義 下, 20, 120, 222
 償贖金 (Ransom を見よ)
 出港恩惠期間 下, 228
 周旋 上, 172以下

Tacoma, The, 下, 382
 高橋作衛 上, 86; 下, 154, 801
 財部彪大將 下, 117
 Talbot, Dr. H., 上, 605
 Talleyrand, C.M. de, 上, 557
 谷正之氏 上, 316
 田岡良一博士 上, 881
 Taracouzio, T.A., 上, 585, 740
 建部遜吾博士 上, 113
 立作太郎博士 上, 56, 90, 93, 105
 Gibbon 事件 下, 735
 群民蜂起 上, 389
 交戦状態成立 上, 105
 空爆豫告 下, 925
 内亂 上, 127
 占領 上, 702
 とホルランド 上, 56
 自衛權 上, 122
 Taylor, H.
 人質 上, 744
 封鎖 下, 154
 中立 下, 859
 停戦(休戦を見よ)

帝國(日本)
 軍艦外務令 下, 13, 115, 458, 822-3
 軍機保護法 上, 655
 捕獲規程(明治廿七年) 下, 595
 捕獲審査制 下, 576, 595, 609, 614
 法例 下, 614
 俘虜處罰法 上, 445, 447, 476
 海上捕獲規程(明治卅七年)
 3 條 上, 297
 6 條 上, 278
 33 條 下, 504
 35 條 下, 260
 43-44 條 下, 376-7, 382
 48 條 下, 499
 52 條 下, 476
 海上捕獲事件調査會 下, 10
 海戰法規(大正三年)
 1 條 下, 12, 146, 609
 2-3 條 下, 94
 4-5 條 下, 219
 6 條 上, 276; 下, 11
 7-8 條 下, 62
 11-14 條 下, 77
 15-16 條 下, 26
 17-18 條 上, 383
 19-21 條 上, 238, 297, 304
 22-23 條 上, 284
 24-29 條 下, 218, 252-3
 30-34 條 下, 218
 35-37 條 上, 159; 下, 165, 182, 220, 299
 38-39 條 上, 160; 下, 153, 158, 300

海戰法規(續)
 40-43 條 下, 181, 300
 44-45 條 下, 153, 158, 160, 177
 46-47 條 下, 148, 158
 48-50 條 下, 300
 51-53 條 下, 305, 316
 54-55 條 下, 177, 325
 56-57 條 下, 325
 58-59 條 下, 333, 342
 60-61 條 下, 337, 339, 342
 62-63 條 下, 340-3, 407
 64-66 條 下, 361, 364, 468
 67-69 條 下, 369, 370
 70-73 條 下, 365, 384, 388-9, 392, 394, 546
 74-78 條 下, 87, 379, 432
 80-84 條 下, 87, 432, 449, 461, 526
 87-94 條 下, 89, 504, 508
 95-100 條 下, 500, 507
 101-103 條 下, 486, 509
 105-107 條 下, 486, 488
 112-117 條 下, 523-4
 118-121 條 下, 525-7
 122-124 條 下, 530-2, 568
 125-126 條 下, 432, 543, 546, 549, 568
 127 條 下, 112, 200, 543
 128-129 條 下, 543-4, 568
 130-136 條 下, 434, 468, 518, 545-6
 138-140 條 下, 472-3, 477, 481

Ten Bales of Silk at P. S., The
..... 上, 301

- Tennant, H.J., 上, 458
 Tenant, J.E., 上, 698
 天津租界封鎖, 上, 148
 寺尾亭, 上, 90
 寺内正毅, 上, 424
Tergesteia, The, 下, 230
 Terry, H.T., 上, 89
 照國丸, 下, 50
Tetartos, The, 下, 536
 鐵條網病, 上, 481
 Thiers, L.A., 下, 932, 951
Thirty Hogshead of Sugar, The,
 上, 251, 302
 Thomasius, C., 上, 18
Thor, The, 下, 445
Thorsten, The, 下, 805
 Thring, H., 上, 357
Thyra, The, 下, 897
 治外法權, 下, 822
Tinos, The, 下, 768
 Tirpitz 提督, 下, 103
 Tobin, H.J., 236
 德川慶喜, 上, 80
Tolha, The, 下, 224
Tommi, The, 上, 259, 285
 友島丸, 下, 260
 東郷元帥, 上, 689
 続帥權, 上, 701, 721, 810; 下, 15
 -6, 202
 東條陸相, 上, 359
Toral 將軍, 上, 687
 トロウル船の拿捕, 下, 263
Treitschke, H. v., 上, 384-5,
 751
Trent, The, 上, 28; 下, 436,
 448, 453, 813
Triepel, Prof., 下, 102
Triton, The, 下, 555
Trudvang, The, 下, 568
 青島戰, 上, 681
Tubantia, The, 下, 272
Tucker v. Alexandroff, 下, 799
 津田真一郎, 上, 76
 土耳其の『非交戰國』, 下, 626
Turlington, E., 上, 369, 750-1;
 下, 19, 271, 411
Turul, The, 下, 231
Tuscarora, The, 下, 829
 堤穀士, 上, 79
Twee Gebroeders, The, 下,
 783
 Twiss, Sir T., 上, 50, 238
 中立化, 下, 623, 626, 639以下
 中立貨物の意義, 下, 569
 中立權, 下, 622
 中立の性質, 上, 81-3
 仲裁裁判, 上, 41, 118, 172, 174
 以下, 178以下, 180以下; 下, 775,
 787, 848
 仲裁司法裁判所案, 上, 175
 徵發及取立金, 上, 524, 556, 652,
 757, 759以下; 下, 204, 221, 230,
 248-9, 281, 289, 325, 342
Ultimatum (最後通牒を見よ)
 海の自由, 下, 44, 401, 512, 653,
 663
Undine, The, 下, 223

- U.S.A. (米國)**
 米獨逸虜協約(1918), 上, 403
 米普通商條約(1785-99), 上,
 403; 下, 370
 武器供與法(1941), 下, 672
 Censorship Board(1917), 上,
 274
 獨立戰, 上, 322
 外國軍服役禁止法(1818), 下,
 660, 786
 外國船買收法案(1914), 上, 294
 グレイタウン砲擊(1854), 上,
 643; 下, 51
 軍機保護法, 上, 656
 『非交戰國』, 下, 627
 捕獲規程(1864), 上, 795
 捕獲審檢及その機關, 下, 590,
 604
 海戰法規, 上, 795; 下, 7, 94, 213,
 263, 418, 431-2, 439, 475, 478,
 487, 507, 535, 557, 579, 580, 869
 開戰時敵商船取扱, 下, 248
 海底電線, 下, 82
 間諜及間諜取締法, 上, 403, 656
 國際法協會, 上, 43, 694; 下, 618
 國籍法, 下, 734
 孤立派, 下, 662
Lieber 陸戰訓令, 上, 446, 469,
 471, 474, 544, 555, 590, 615, 620,
 649, 654, 660, 673, 677, 690, 711,
 732; 下, 817, 936, 940
 燃料補給補程(1914), 下, 857
 Newfoundland 及 Bermudas
 の租借, 下, 791-2
 巴里宣言, 下, 19, 213
 陸戰法規(1917), 上, 352, 428,
 444, 676, 676
 領水, 下, 751
 戰時債權決済法, 上, 808
 制裁派, 下, 662
 哨戒制(1941), 下, 510以下
 對英開戰(1812), 下, 164
 對英艦艇讓渡(1940), 下, 791
 對敵通商禁止法(1917), 上, 243
 帝都空襲(昭和十七年), 上, 426
 中立規則(第一次大戰前), 下,
 660以下, 786, 855
 中立法(1935以降), 下, 662以
 下, 792
 中立維持布告(1940), 下, 671
 在港敵商船取扱, 下, 274
 瓜生三寅, 上, 79
 Uruguay 沖の英獨會戰(1939),
 下, 654, 844
 Utrecht 條約(1713), 上, 309
 脿嶽子, 上, 5, 367, 762
Valentine, The, 下, 862
Valeria, The, 下, 565, 770, 783
 Valparaiso 砲擊(1866), 下, 51
Variag, The, 下, 142, 878
 Vattel, 上, 20-2
 戰の原因及分類, 上, 137
 宣戰, 上, 193-4
 自然法, 上, 21
 敵性及友性, 上, 368
 取立金, 上, 773
 中立, 下, 625, 692

Venezelos, E.,下, 46
 Venezuela 事件上, 163, 175, 177
 Verdun 攻防 (1916)上, 572, 589
 Verbeck, Dr.,上, 84
 Versailles 條約 (1919)
 85條上, 327
 87條上, 140
 102條下, 243
 113條上, 327
 171-2條上, 594, 603
 214條上, 485; 下, 964
 218-9條上, 488, 826; 下, 964
 228條下, 964
 232條上, 808
 244條下, 81, 84
 245條上, 785
 282-288條上, 233
 290-295條上, 233
 296條上, 327-8
 297條上, 328, 808
 298條上, 327, 329
 299-300條上, 300
 獨逸商船處分下, 249
 海底電線下, 81
 國旗移轉上, 275
 敵私有財產上, 327
 用語及署名順下, 946, 947
Vigilantia, The,上, 302
Virginia, The,上, 293
 Vitoria, F. de,上, 15, 64
 Voigts-Rhetz 少將上, 455
Vols, The,下, 274

Vrouw Anna Catharina, The,下, 783
Vrouw Elizabeth, The,上, 266
Vrouw Margaretha, The,上, 305
Vulcan II, The,下, 257
 Waite, M.R.,下, 773
 Walewski 伯上, 26
 Walker, T.A.,上, 56
 喬敵手段上, 552
 封鎖下, 157, 184
 休戰下, 932
 宣戰上, 194, 198
 三十年戰役上, 9
Walkure, The,下, 227, 246
 War Crime (戰律犯を見よ)
Ware v. Hylton,上, 749
 Warren, C.,下, 372, 827
 華盛頓會議 (1921-2)下, 14
 —— 條約及三法則(1871)下, 21, 771, 787-9, 797-8, 840, 856
 —— 條約(1922)上, 376, 695-7; 下, 4, 110以下, 237
 Webster, D.,下, 764
 Wehberg, H.,下, 534
 Wellington, Duke of,上, 45
 Westlake, J.
 暗殺上, 558
 沿海漁業船下, 253
 喬敵手段上, 566, 582
 軍事的行動の範圍上, 582
 叛逆罪上, 816
 人質上, 745

Westlake (續)
 捕獲審檢下, 578
 報復上, 143
 俘虜上, 476
 封鎖下, 164, 166
 戰の定義上, 99
 海底電線下, 75
 間諜上, 666
 國家の基本權上, 101
 國際捕獲審檢制下, 322
 交戰の主體上, 100
 交戰者上, 382
 港前機雷敷設下, 63
 嘘導上, 734
 休戰下, 927
 優教宣言上, 39; 下, 542
 民兵及義勇兵上, 380, 382
 の履歷上, 53
 臨檢搜索下, 469
 債權押收上, 782
 占領上, 720, 782
 宣戰上, 196
 戰時禁制品下, 340, 384
 私艦下, 17
 私有財產(海上)下, 534
 ——(陸上)上, 319
 自然法上, 17
 敵性上, 369
 敵人訴訟能力上, 334
 中立及中立領土領水下, 625, 695, 820, 858
 中立人の應債下, 740, 742
 有價證券押收下, 782
Westman, C.G.,下, 652
 Westphalia 條約上, 7, 8, 26; 下, 209, 622
 Wheaton, H.,上, 3, 15, 23, 77
 島敵手段上, 578
 軍艦護送下, 498
 非常收用上, 800
 捕獲審檢下, 582
 封鎖下, 146
 戰の分類上, 138
 國際法の淵源上, 2
 攻囲下, 146
 交戰國への艦船譲渡下, 795
 の履歷上, 65
 私有財產上, 319
 自然法上, 77
 中立の語及性質下, 615, 625, 687, 693
 Whewell, W.,上, 12, 17, 98, 138
 Whitlock, B.,上, 573
 Wilhelm 一世上, 821
 Wilhelm 二世上, 71, 112; 下, 681
Wilhelmina, The,下, 350
 Wilkes 少將下, 813
 Williams, G.L.,下, 758
 Williams, J.F.,上, 778
 Williams, P.W.,上, 911
 Wilson, G.G.,上, 66, 197; 下, 575
 Wilson, T. Woodrow,上, 62, 294; 下, 116, 274, 352, 630, 668, 681, 949, 968-9
Wimbledon, The,下, 643
Windber, The,下, 452

- Winfield, P.H.,.....上, 230, 865
 Wolff, C.F. v.,.....上, 19, 193
Wolff v. Oxholm.....上, 321, 326
Woodfield, The,.....下, 897
 Woolsey, L.H.,.....下, 311
 Woolsey, Th.
 捕獲審檢.....下, 574
 報復.....上, 150
 封鎖.....下, 166-7
 國際法適用範圍.....上, 88
 私艦.....下, 17
 徵發及取立金.....上, 772
 中立人の義務.....下, 711
 Wrenbury, Lord,.....上, 254
 Wright 兄弟.....上, 832
 Wright, Q.
 米國と中立(第二次大戰)...下,
 635
 捕獲審檢.....下, 602
 不戰條約.....上, 142
 交戰狀態成立.....上, 105
Wyefield, The,.....下, 382

Yachts.....下, 224
 山田三良博士.....上, 90
 Yap 島海底電線.....下, 82
 Yermolow 將軍.....上, 330
 橫川沖の二志士.....上, 398, 400, 657
 抑留(船の).....下, 369 490, 576
 米内前首相.....上, 113
Young Vrow Adriana, The, ...
 下, 311
 傭船契約書.....下, 484
 吉田海軍大將.....下, 495

Young Jacob & Johanna, The,
 下, 253
 Ypres.....上, 586, 592
 郵便
 郵便信書の意義.....下, 276
 信書及小包.....下, 264以下, 441
 貯金押收.....上, 779
 遊擊隊.....上, 386-9

Zaanstroom, The,.....下, 607
 財產の意義.....上, 806
Zambesi, The,.....下, 445
Zamora, The,上, 794, 802;
 下, 597, 601
 Zane, J.M.,.....上, 23
 Zanzibar.....下, 583
Zealandia, The,.....下, 469
Zee Star, The,.....下, 533
 Zeligowski 將軍.....上, 139
 自衛及自衛戰.....上, 95, 118以下,
 188 以下, 224, 559; 下, 44, 497,
 688, 761-5
 自衛行為の要件.....下, 764
 自存權.....上, 124; 下, 35, 694-5
 Zone theory上, 838
 Zouch, R.,.....上, 15
Zuiderzee, The,.....下, 223, 335
 瑞茂號(*The Zuimo*).....下, 234,
 258
 常設仲裁裁判所.....上, 175-6
 徐州大會戰.....上, 508
 受任統治地.....上, 2; 下, 583
 十字軍.....上, 496

戰時國際法提要 下卷 正誤表

出版會承認 150332 號



昭和十九年三月十日印刷
昭和十九年三月廿五日初版發行

戰時國際法提要 下卷

●定價 拾六圓
特別行為稅 相當額 九十四錢圓
合計 拾六圓九十四錢圓

著作者 信夫淳

發行者 飯島將嘉平

東京都神田區錦町一丁目十一番地

東京都本郷區駒込曙町二番地

印刷者 株式會社二葉印刷所

(東東二一二)

發行所 照林堂書店

會員番號 一一二〇五三

電話神田 七〇五・二七九八

振替口座東京 六〇一八三

配給元 東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版配給株式會社

1,000部

329.4

SH 65 ⑦

終